総務産業常任委員会資料

令和5年12月14日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
報告	住民情報システム標準化に伴う情報提供依頼（RFI）の結果について	総務課	・・・ 1
報告	深谷市への行政視察について	総務課	・・・ 22
報告	RPA・AI-OCRの利活用について	総務課	・・・ 59
報告	上郷地区行政懇談会の実施について	総務課	・・・ 65
報告	令和7年度地域交通再編計画について	企画政策課	・・・ 66
報告	JR浦安駅の整備計画について	企画政策課	・・・ 69
報告	令和5年度上半期移住状況について	企画政策課	・・・ 70
報告	台中市日南国民中学校との交流事業について	企画政策課 教育総務課	・・・ 72
報告	琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改定について	農林水産課	・・・ 74
報告	令和５年８月台風７号及び９月豪雨に係る被害状況及び対応状況について	農林水産課	・・・ 123
報告	中部市町長による合同プロモーションについて	商工観光課	・・・ 124
報告	とっとり琴浦グランサーモンフェスタの開催結果について	商工観光課	・・・ 125
報告	一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事の完了について	商工観光課	・・・ 126
報告	ゴリン橋架替工事　進捗状況と今後のスケジュールについて	建設住宅課	・・・ 127

住民情報システム標準化に伴う情報提供依頼（RFI）の結果について

総務課

１　趣旨

主要２０業務におけるシステム標準化対応に向けて、県内に拠点を持つシステム提供事業者（ベンダー）に対して、システム提供範囲やデータ移行等のシステム整備に関する考え方を徴収するために情報提供依頼（RFI）を実施したため、結果及び今後の方針を報告する。

２　経過

総務省『標準化・共通化に係る手順書』にて、情報提供依頼の実施を推奨。

全国の自治体が、一斉にシステム標準化対応を実施するため、ベンダー各社の対応が不透明であったことから、システム提供の有無及びシステム整備に関する考え方等について情報提供依頼を実施。

○令和５年５月

・情報提供依頼に対応が可能であるか事前の動向調査を実施。
県内市町村システム提供３社【富士通 Japan㈱、㈱鳥取県情報センター、㈱ケイズ】
⇒㈱ケイズのみ情報提供依頼対応の回答、他２社は人員不足等によりシステム提供困難との回答

○令和５年９月末～10 月

・県内に拠点を置く事業者を対象に、一般公募による情報提供依頼（15 項目）を実施。
⇒㈱ケイズのみ情報提供依頼の回答を受領

３　実施概要

（1）対象者　県内に本社又は支店、営業所等の拠点を有するシステム提供事業者
（2）要件等　琴浦町競争入札参加資格申請でシステム等開発・改良の分類で受理
（3）募　集　町ホームページによる公募、（一財）鳥取県情報産業協会へ会員に周知依頼
（4）回　答　（株）ケイズのみ情報提供依頼に対する回答を受領
・琴浦町へ全 20 業務のシステム提供可、概算事業費 178,000 千円
【参考】デジタル基盤改革支援補助金（10/10）12 月中に上限額通知予定
・国整備のガバメントクラウド上に構築、令和７年 10 月システム移行

４　今後の方針等

・調達に向けて要件定義等を整理、令和６年６月の契約を目指す

琴浦町　様

琴浦町自治体情報システム標準化・共通化に関する
情報提供依頼（RFI）
別紙回答書

株式会社ケイズ

令和5年10月31日

2．システム構築の基本方針

項　目
標準システムを提案・構築するにあたり、品質確保や安定運用等の貴社のシステム構築に係る基本方針・構想等について、情報提供をお願いします。

◆ システム構築に係る基本方針

①令和7年度末までに、対象20業務において標準準拠システムへの移行を確実に完遂します。

②対象20業務のうち、戸籍・戸籍附票を除く18業務において、標準仕様書に準拠した新たなパッケージシステムを開発し対応をおこないます。

◆ システム構築のポイント

- 本事業では、開発元である株式会社RKKCSがガバメントクラウド先行事業に参加しています。先行事業の検証事項を参考に安全確実にシステム移行できる計画を策定します。
- 開発元が標準準拠システムへの移行ツールを提供します。機能が保証された移行ツールを利用することで短期間で確実にデータ移行を実施します。

© 2023 K's Co.,Ltd.

3．業務ソフトウェアの内容及び特徴

項　目
貴社が推奨するパッケージにおける業務システムの業務範囲等の内容と特徴、パッケージの人口レンジ、文字コード（外字フォト）特に貴社が推奨する業務システムを活用することにより、住民サービスの向上に繋がる点等について、情報提供をお願いします。 また、パンフレットがありましたら提供をお願いします。

◆ システム業務範囲

ガバメントクラウド上に構築するシステムについて以下に示します

標準準拠システム	現行業務システム
住民記録	住民記録 住基ネット連携 住居表示 DV支援措置管理（住民）
印鑑登録	印鑑登録 カード管理（自動交付機）
選挙 選挙人名簿管理 期日前不在者投票管理 当日投票管理 在外選挙管理	選挙（名簿・期日前不在・在外） 選挙（当日投票） 国民投票 住民投票
就学事務（学齢簿編成等） 就学事務（就学援助）	教育（学齢簿） 教育（就学援助）
国民年金	国民年金 福祉年金 年金生活者支援給付金
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援 幼稚園
児童手当	児童手当
児童扶養手当	児童扶養手当
収納消込	口座 収納消込 OCR日計

標準準拠システム	現行業務システム
滞納整理	滞納整理
個人住民税	個人住民税 電子申告（eLTAX）
法人住民税	法人住民税
固定資産税	固定資産税 入力支援（資産税） 固定資産税照会
軽自動車税	軽自動車税
税料共通	返戻管理 発送管理 税料共通 納税管理人
国民健康保険	国民健康保険 高額療養費 国保療養費 国保給付 高額介護合算 国保都道府県集約 国民健康保険税
後期高齢者医療	後期高齢者医療
介護保険 介護保険 認定審査会	介護保険

標準準拠システム	現行業務システム
障害者福祉 障害者総合支援 審査会 請求審査 特別児童扶養手当	心身障碍者手帳 精神手帳 福祉手当3種 障害福祉サービス等 自立支援医療 補装具 特別児童扶養手当
健康管理 健康管理 母子保健養育医療以外	健康管理
生活保護 生活保護業務	生活保護
申請管理	申請管理
団体内統合宛名	統合宛名 情報連携
庁内データ連携	－
住登外者宛名番号管理	－
EUC機能	EUC

© 2023 K's Co.,Ltd.

3．業務ソフトウェアの内容及び特徴

項　目
貴社が推奨するパッケージにおける業務システムの業務範囲等の内容と特徴、パッケージの人口レンジ、文字コード（外字フォト）特に貴社が推奨する業務システムを活用することにより、住民サービスの向上に繋がる点等について、情報提供をお願いします。 また、パンフレットがありましたら提供をお願いします。

◆ 業務システムの特徴

(1)システム開発コンセプト

標準準拠システムを開発するにあたり、以下4つのコンセプトをたてて、新パッケージシステムの開発を進めています。

（1）新規開発	既存システムの改修ではなく、標準仕様に完全準拠した新パッケージを開発
（2）クラウドネイティブ	クラウドネイティブAPPとすることで、より最適なサービス提供を実現
（3）マルチクラウド	マルチクラウドへの対応により、より自由な選択が可能
（4）柔軟な連携	API連携を基本としたパッケージ内連携や当該連携機能をベースとした自治体DXコンテンツと柔軟に連携することで、更なる住民サービスの向上

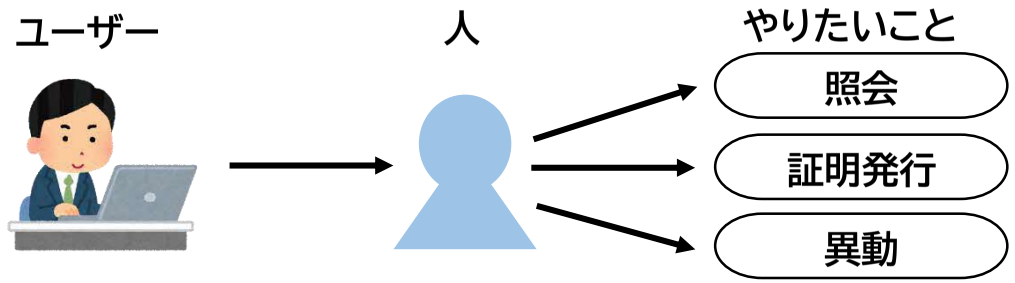
© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
貴社が推奨するパッケージにおける業務システムの業務範囲等の内容と特徴、パッケージの人口レンジ、文字コード（外字フォト）特に貴社が推奨する業務システムを活用することにより、住民サービスの向上に繋がる点等について、情報提供をお願いします。 また、パンフレットがありましたら提供をお願いします。

◆ 業務システムの特徴

(2)システムデザイン

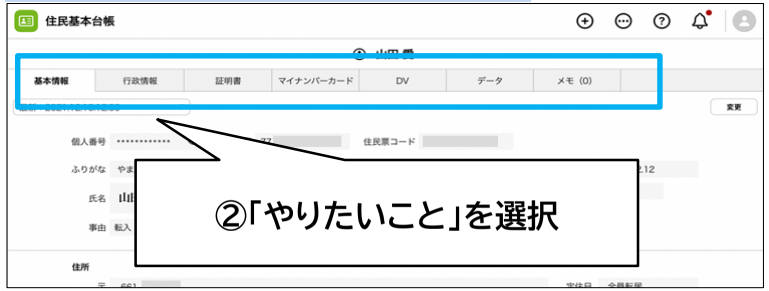
新総合行政システムでは、住民、被保険者、納税者等の「人」を検索し、照会画面を起点に「やりたいこと」が行えるようになります。
一人の対象者に対し複数事務を行う場合、照会画面を起点に様々なことが行えるため、メニュー画面に何度も戻って操作する必要がなくなり、作業効率がアップします。



新システムのメニュー画面



新システムの照会画面



© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
貴社が推奨するシステムのソフトウェア構成、ハードウェア構成、ネットワーク構成について、情報提供をお願いします。

◆ ガバメントクラウドサービス

弊社は、標準準拠システムを稼働させるCSPとして「Oracle Cloud Infrastructure（以下、OCI）」で検証を進めています。
その他、一部業務では「Amazon Web Services（以下、AWS）」も利用します。

標準準拠システムはクラウドネイティブへの対応、並びに、マルチクラウド対応を行う計画ですが、標準準拠対応を短期間で確実に行うために、2025年までは推奨するCSPを指定させていただきます。
なお、2026年度以降のマルチクラウド対応に関しては、国の動き、追加CSP事業者の状況等を鑑みながら計画していきます。

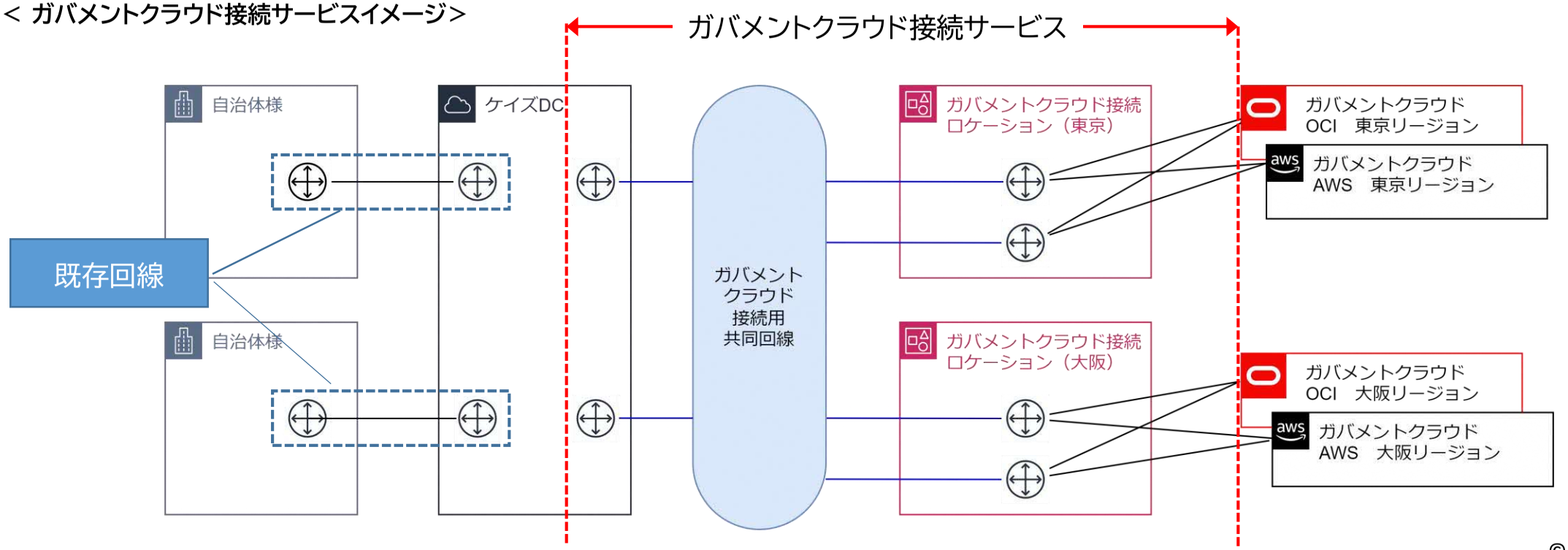
© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
貴社が推奨するシステムのソフトウェア構成、ハードウェア構成、ネットワーク構成について、情報提供をお願いします。

◆ ガバメントクラウド接続サービス

弊社は、ガバメントクラウドへアクセスする回線として弊社独自のアクセス接続サービスを提供予定です。
既存回線（自治体ー弊社データセンター間の回線）を活かした、弊社「総合行政システム」をご利用いただいている自治体様において、
共同利用型のガバメントクラウドへの接続回線サービスをご提供予定です。

＜ ガバメントクラウド接続サービスイメージ＞



© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
貴社が推奨するシステムのソフトウェア構成、ハードウェア構成、ネットワーク構成について、情報提供をお願いします。

◆ ソフトウェア構成、ハードウェア構成

新総合行政システムを動作させるためのクライアントのスペックは、現行の総合行政システムと同等です。
具体的には次のスペックを推奨しております。

	推奨値
プロセッサ	2(GHz)以上
メモリ	8GB以上
ハードディスクの空き領域	40GB以上
ディスプレイ(解像度)	1024×768以上

対象OS(※1)は「Windows10 Pro」または「Windows11 Pro」です。利用するWEBブラウザは「Microsoft Edge」となります。それ以外に、端末へは以下の資産を配置します。

- 新総合行政システムで使用するフォント
- 帳票出力のためのモジュール
- 端末情報取得のためのモジュール

※1　総合行政システムは64ビット版のみサポート。また各OSとしてシステム要件を満たしている必要があります。

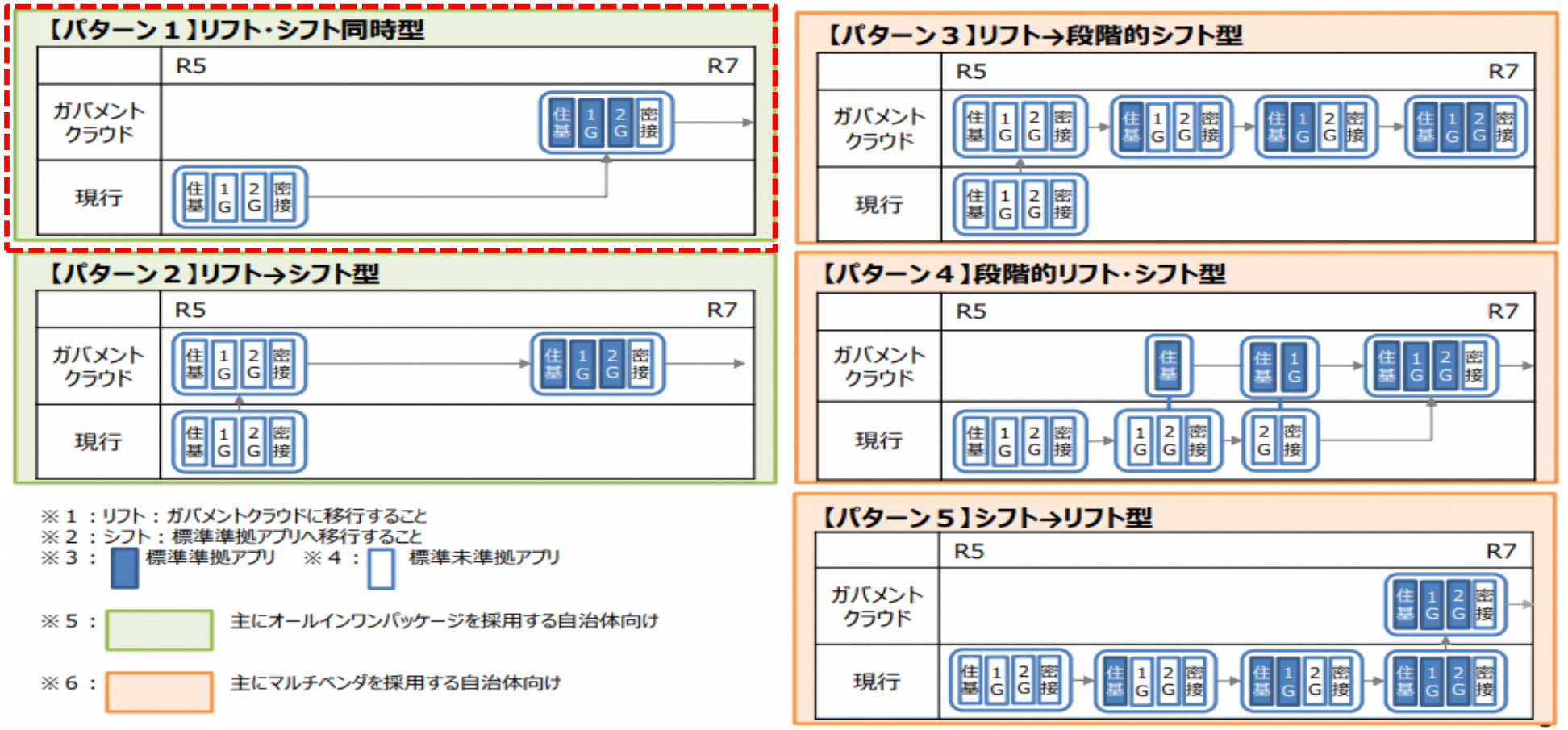
© 2023 K's Co.,Ltd.

5．システム移行の考え方

項　目
現行システムから貴社が推奨する標準システムへ移行する際の基本的な考え方について、情報提供をお願いします。

◆ 標準準拠システムへの移行手法について

標準準拠システムへのリフト・シフト手法として、弊社は以下パターンより、「【パターン1】リフト・シフト同時型」（※下図中の赤点線枠）を基本手法と致します。



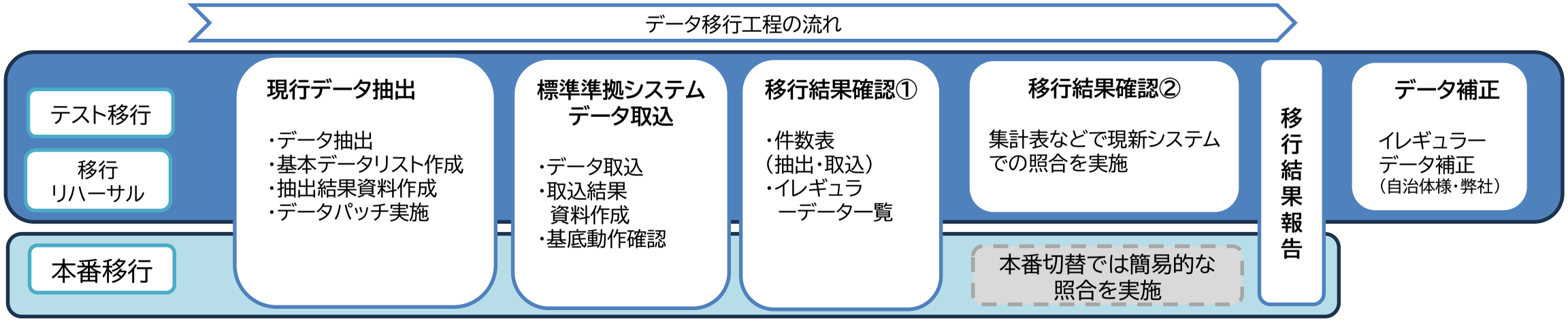
地方自治体によるガバメントクラウドの活用（先行事業）について　より抜粋

© 2023 K's Co.,Ltd.

6．データ移行の考え方

項　目
現行システムのデータを貴社が推奨する標準システムのデータとして移行する際の基本的な考え方について、情報提供をお願いします。現時点においては、どの業務にどのようなデータがあるのか明示できませんので、貴社のこれまでの事例を基に、情報提供をお願いします。

◆ データ移行工程の主な流れ



データ移行イベントの概要

イベント名	目的・内容	自治体様作業	移行後データ	特記
テスト移行	現行システムと標準準拠システムデータの整合性確認、の適合確認を目的として実施する。 集計表等による現新システムの照合確認。	・移行結果の確認 ・イレギュラーデータ補正	**総合テスト**で使用する	繰り返し実施し精度向上に取り組む
移行 リハーサル	本番切替を見据えた処理時間の計測等を目的として実施する。 集計表等による現新システムの照合確認。		**運用テスト**で使用する	
本番切替	本番切替を計画どおりに実施する。	・移行結果の確認	－	移行結果確認②うち、簡易的な実施を行う

© 2023 K's Co.,Ltd.

6．データ移行の考え方

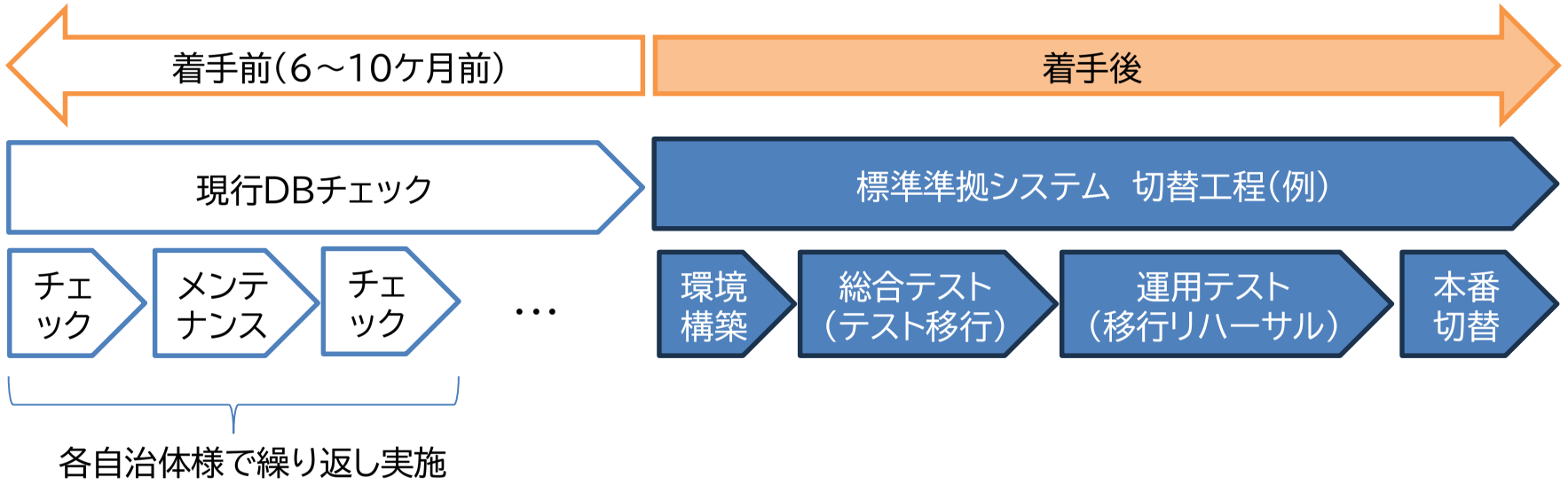
項　目
現行システムのデータを貴社が推奨する標準システムのデータとして移行する際の基本的な考え方について、情報提供をお願いします。現時点においては、どの業務にどのようなデータがあるのか明示できませんので、貴社のこれまでの事例を基に、情報提供をお願いします。

◆ データ移行のポイント

現行DBチェックについて

短期間での標準準拠システムへの切替を確実かつスムーズに実施するため、現行システムのデータを標準準拠システムへ移行する際に致命的なエラーデータを事前にチェックをおこないます。この検出（チェック）とデータ補正を繰り返し行うことでシステム切替の準備を行います。

事前チェック作業の実施時期は、切替え工程着手日の「6ケ月～10ケ月前（着手後の繁忙期を避けた時期）」で実施いただき、検出したエラーデータの補正完了を想定しています。



© 2023 K's Co.,Ltd.

7．オプション機能の考え方

項　目
貴社が提供する予定の標準システムにおいて、標準仕様書で定める「実装してもしなくてもよい要件」及び標準仕様書に記載されていない要件について、発注者からの要望があれば、システムに実装するかどうかについての見解をご教示ください。

◆「実装してもしなくてもよい要件」への対応

基本的には、現行システムで存在する機能について対応する方針です。詳細機能については、各業務毎に「標準オプション機能の検討状況（機能要件）」を提供しますのでご確認ください。

説明資料のイメージ（例：住民記録）

住民記録システム

機能・帳票要件（第4.0版）_機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎：実装必須機能、○：実装オプション機能、×：実装不可機能、－：対象外

要件種別	機能名称 大分類	中分類	小分類	機能ID	機能要件	◎実装すべき機能	○実装してもしなくても良い機能	×実装しない機能	実装区分 指	中	一	要件の考え方・理由	「○実装してもしなくても良い機能」のRKKCS検討状況 対応有無	備考
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	0010002	日本人住民について、以下の項目を管理すること。（シート「項目詳細一覧」を参照）		●		○	○	○	「旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）」の情報は、住所地における戸籍の附票記載事項通知情報の入力に際し、任意項目であるため、標準オプション機能とした。	○	旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）について異動入力画面の入力機能を実装予定
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	0010004	外国人住民について、以下の項目を管理すること。（シート「項目詳細一覧」を参照）		●		○	○	○	ー	○	旧世帯主（転入前の世帯主の氏名）と氏名優先区分（氏名・通称のいずれを使用するか。1.1.19 参照）は、個人照会画面と異動入力画面にて実装予定 特別永住者証有効期限（8.2.1 参照）は、特別永住者証情報の各種画面にて実装予定
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	0010038	異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。 一般市区町村において実装しない場合は留意事項について自由入力できること。		●		◎	◎	○	中核市市長会ひな形においては、異動事由ごとに、あらかじめ登録した備考文をもとに備考が自動編集できることとしているが、本仕様書では、異動に関する事項はA類型の異動履歴として自動で記載されることとした。また、留意事項の自動入力については、市区町村照会において政令市より事務運用の効率上必要との意見があったことを踏まえ、一般市区町村については標準オプション機能として整理した。他方、異動履歴にひもづかない備考の文例や自動入力の事由は設けないこととする。	○	留意事項の自動入力は、統合記載欄入力画面にて実装予定

◆「標準仕様書に記載れていない要件」への対応

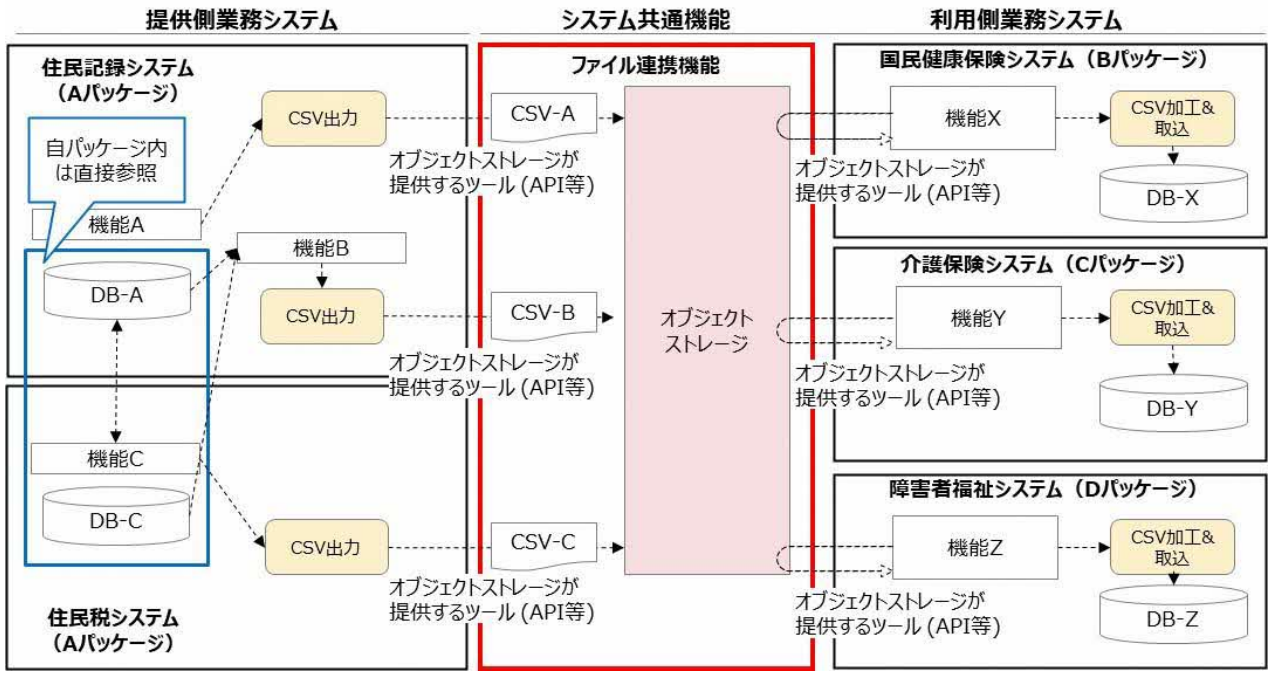
基本的には、令和8年度以降の対応となります。対応可否および範囲については個別に打ち合わせ後、決定させていただきます。

© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
標準化対象20業務以外の業務システムとのデータ連携、また、住基ネットや中間サーバー等の全国の自治体で広域的に行っている情報基盤とのデータ連携を要することになりますが、基本的な考え方について、情報提供お願いします。

◆ データ連携方針

「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（各論・基本データリスト・機能別連携仕様）」に従い実施します。
庁内データ連携機能は、「ファイル連携」を基本とします。



ファイル連携においては、業務システムがファイルを送受信するためのオブジェクトストレージを構築する必要があります。（標準仕様書2.0版において、SFTP、SCPによる連携も可となっています。）
また、提供側業務システム、利用側業務システムがアクセスするための権限管理も必要となります。

© 2023 K's Co.,Ltd.

9．システム構築及び導入スケジュール

項　目
システム構築の大まかなスケジュールについて、現在の予定では、令和6年6月に導入業者決定し、ガバメントクラウドの利用申請を経た後に、令和6年10月から構築を開始し、令和8年1月の稼働を想定しています。現行システムから貴社が推奨する標準システムへの移行の最適な時期と方法について、情報提供をお願いします。

◆ システム構築及び導入スケジュール

令和6年6月に構築を開始し、令和7年12月新システムへの切り替えを想定したスケジュールとなります。
詳細スケジュールは別紙「琴浦町様　標準準拠システム切替スケジュール（案）」をご参照ください。

© 2023 K's Co.,Ltd.

１０．運用保守サービス

項　目
貴社が推奨する標準システム稼働後の運用体制や運用支援体制、保守サービスの内容について、情報提供をお願いします。

◆ 保守サービスについて

運用保守における実施事項につきましては、これまでは自治体様ごとに個別の内容でご対応させていただいておりましたが、標準化後の運用保守につきましては標準的な運用保守サポートメニューを構築し適用させていただく予定としております。

これまで弊社が実施してきました運用保守の実績や運用保守計画書等をインプット情報とし、課題があればこれらを改善できる内容とすること、またデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン、非機能要件等を加味しながら、よりすべての自治体様に適合できるように検討を進めております。

なお、標準化対応に伴い、システムだけでなく環境もこれまでと大きく異なりますので、以下の役割ごとに責任分界点を明確にするよう検討しております。

・アプリケーションサービスプロバイダー
・ガバメントクラウド運用管理補助者
・ネットワーク構築運用補助者（仮称）

© 2023 K‘s Co.,Ltd.

１１．セキュリティ対策

項　目
貴社が推奨する標準システムのセキュリティや、個人情報保護（DV等）への対応について貴社の考え方、施策の情報提供をお願いします。

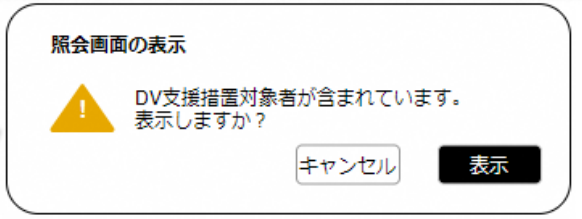
◆ 個人情報保護（DV等）への対応について

DV支援措置対象者は、ポップアップメッセージだけでなく、画面右上に常時アイコンが表示されることで、注意が必要であることを画面展開後も継続的に把握できるようになります。

検索一覧画面



②ポップアップメッセージを表示



照会画面



© 2023 K's Co.,Ltd.

１２．概算費用見積り

項　目
現時点での概算費用見積(以下想定している経費の項目)について、情報提供をお願いします。 標準仕様が示されていない等により概算見積が不可の場合は、その点を明記のうえ、積算可能な範囲で提示ください。 1. 業務ソフトウェア　2. 業務システム導入・適用 3. ハードウェア　4. データ移行 5. 操作研修　6. ソフトウェア保守 7. ハードウェア保守　8. 運用支援 9. その他必要となる費用があれば情報提供お願いします。

◆ 概算費用見積について

令和5年8月に提出した、「移行困難システム等経費調査票」を別途添付しますのでご参照ください。
1. 業務ソフトウェア、3. ハードウェア、6. ソフトウェア保守、7. ハードウェア保守、8. 運用支援は別途提示させていただきます。

© 2023 K's Co.,Ltd.

１３．導入実績

項　目
標準システムが現時点で販売されていないことから、従来販売のあった同規模のシステムについて、導入実績に関する情報の提供をお願いします。

弊社の導入実績は下記の団体となります。

◆ 鳥取県

琴浦町、米子市、境港市、大山町、江府町、日南町、南部町

◆ 島根県

安来市、奥出雲町、西ノ島町、海士町、知夫村

◆ 広島県

安芸高田市、三次市

◆ 岡山県

勝央町

◆ 福井県

高浜町、美浜町

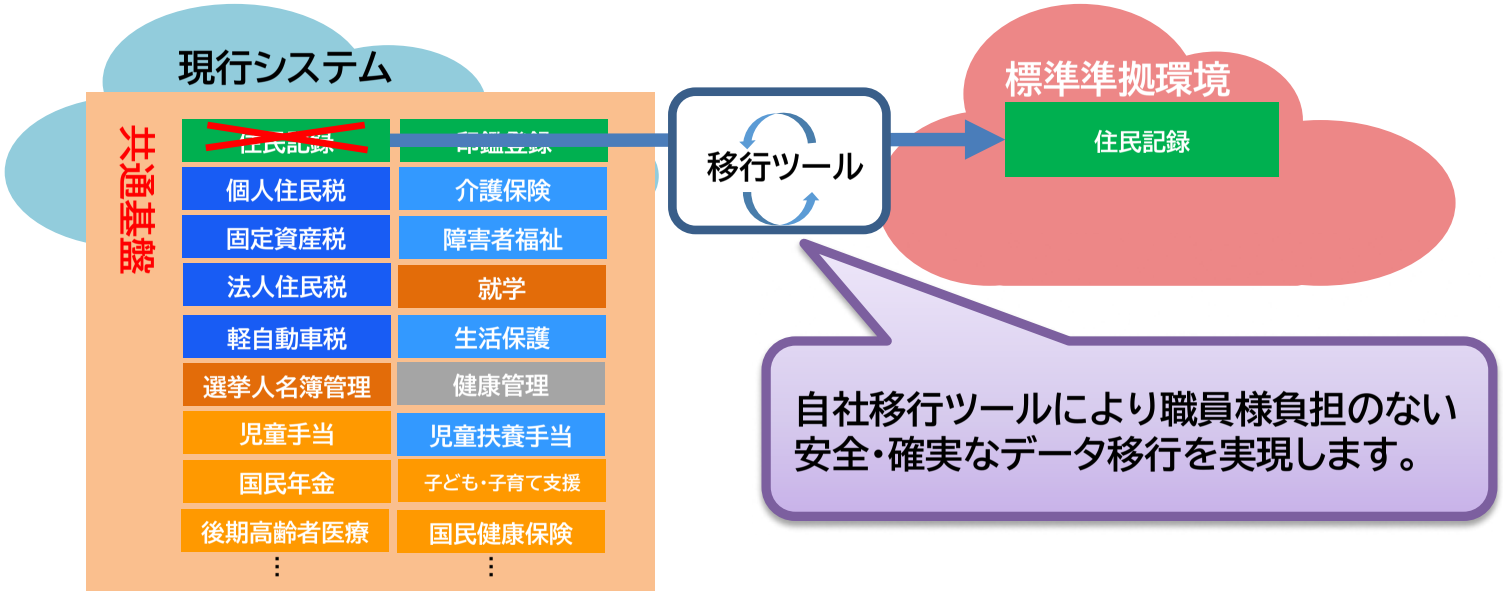
※他社導入実績を含め、全国で約300団体の導入実績がございます。

© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
本システムの構築にあたって、どのようなことが課題となると想定されるか、貴社のお考えをご回答ください。

◆ 短期間で職員様負担のない安全・確実なデータ移行を実現できるか

システム切替における「データ移行作業」は、最も重要な工程であり、職員様負担の大きい作業です。
一般的に、現行システムから他ベンダーシステムへの切替を行う場合、新システム構築ベンダ様にて現行システムから抽出したデータの分析や移行ツールの開発、テスト移行、移行リハーサル、本番移行などの作業が発生致します。
職員様においては、お打合せの参加やデータ移行確認作業、エラーデータの対応等が発生するため、職員様のご負担が大きくなることが想定されます。
弊社にて標準準拠システムへの移行を行う場合、現行システムから標準準拠システムに移行するための専用の移行ツールを準備し、現行システムを熟知している移行担当者にて、現行システムから標準準拠システムへ必要なデータを移行致します。
弊社システムから弊社システムへの移行のため、安全・確実なデータ移行を実現するとともに、他ベンダシステムへの切替を行う場合と比較して、大幅な職員様負担、移行コストの抑制及び短期間での移行が可能です。



© 2023 K's Co.,Ltd.

項　目
貴社の会社概要について、ご回答ください。※パンフレットによる提出可

基本情報

■名称　：株式会社ケイズ
■本社所在地　：鳥取県米子市両三柳2864-16
■代表者氏名　：代表取締役　松本　泰宏
■設立年月日　：昭和50年7月
■資本金額　：9,600万円
■社員数　：257名
■拠点数　：全国16拠点





弊社は、鳥取県米子市に本社を構えるシステムインテグレーター企業です。地域のお客様と共に創る『共創』の精神のもと、“地域密着”と“地域貢献”を理念に、常にお客様のことを第一に考え、ICTを通じて課題解決策を提案することで新しい価値を創造することを企業理念としております。

データセンター／自治体クラウド事業



最新の技術を施したデータセンターによるホスティング／クラウドサービスの提供を行っており、自治体・学校・民間企業等、200以上のユーザー様にご利用頂いております。

要素技術研究開発事業

IT要素技術の研究開発、AI、データ分析等をおこない、最先端技術を活用した新たなソリューションの提供をおこなっております。



地域の未来を
ICTで、かたちに。



ハードウェア開発事業

基盤技術研究開発センターにてハードウェアの開発を行っております。ハードウェア＋ソフトウェアの開発力を生かした地域課題解決策をご提案します。

顧客のネットワークを常時監視し、サイバー攻撃に対してリアルタイムに検知・対処をおこなうセキュリティオペレーションサービスの提供により情報資産を保護します。



サイバーセキュリティ事業

企業の認定取得状況

ISO、ISMS、プライバシーマーク等認証取得状況は以下の通りです。

資格種類	資格取得認証	登録証番号
情報セキュリティ	ISO/IEC27001	JQA-IM0486
品質マネジメント	ISO9001	JQA-QM3734
環境マネジメント	ISO14001	JQA-QM2576
個人情報保護	プライバシーマーク	18520136(09)

ISMS ISR001　JQA-IM0486　JQA-QM3734　JQA-EM2576

© 2023 K's Co.,Ltd.

深谷市への行政視察にについて

総務課

１　趣旨

ＤＸ推進に関する取組みとして、『地域通貨』『書かない窓口』の導入を計画しており、これら取組みを実施している埼玉県深谷市へ行政視察を行ったので報告する。

２　実施状況

日時：令和５年 11 月 21 日（火）～22 日（水）

視察先：埼玉県深谷市　産業ブランド推進室、市民課

参加者：総務課２名、企画政策課２名、町民生活課２名、すこやか健康課１名

３　視察概要

（１）地域通貨

①プラスチックカードとアプリでの利用

②市が給付やインセンティブ付与する分と、利用者チャージ分（1%利用者還元）で通貨流通している。

③取扱い店舗の開拓は、商工会議所とは協議・交渉を行っておらず、説明会や利用者へ還元率拡充キャンペーン（通常１％を 10%に拡充）の実施により、利用者のお得感を出すことで取扱い店舗数が増えていった。

④令和４年度の地域通貨発行額は 26 億円（うち、８億円が行政付与)、現時点での利用者登録は約 48,000 人、登録店舗約 900 店

⑤システム利用料・決済手数料等の経費として 73,000 千円を全額市が負担（ふるさと納税寄附充当)、行政インセンティブにより行政が抱えている取組みの一部を担ってもらうほか、給付等のデジタル化による効率化により、経費に見合う効果を上げることが課題。

◇視察を終えての所見、今後の方針

・地域通貨で得られる効果等、目指す形を定めた上で、インセンティブ付与や給付を行うか等、どこまでの取組みをパッケージングするか検討が必要。

・深谷市は、行政単独で推進・運営しているが、店舗開拓や運用面で負担が大きい。地域通貨で生じる利害関係者（商工会）の関与が必要。

・商工会との勉強会や協議を通じて制度設計を図る。

（２）書かない窓口

①住民異動と証明書交付関係の申請書様式を統合、住所や氏名等を何度も書かせない

②住民異動の付帯手続きとして、住所異動に伴う国保加入・喪失手続きをワンストップ

③市民課内で、対面対応の１線、申請内容審査・処理の２線に分ける体制見直し

④住民異動の際には、対象となる世帯状況に合わせた手続き一覧が出力され、案内することで、手続き漏れ等の手戻りを防止

⑤システム導入と業務見直しにより、住民異動手続きで 25 分、証明書交付手続きで 9 分の所要時間削減

⑥ワンストップ手続きの範囲は限定的となっており、今後は、子育てや保険関係の手続きに拡充予定

◇視察を終えての所見、今後の方針

・DX の観点からも、住民と行政との接点（フロントヤード）充実化による住民サービスの向上、データ対応による職員負担の軽減の両立を図るためには、『書かない』『ワンストップ』の取組みは重要。今後、全国の自治体での展開が予見される。

・相談（専門知識要する）と並行しながら進める手続きは、書かない窓口でのワンストップには不向きであるとの助言受。どこまでの手続きを『書かない』『ワンストップ』に対応させるか整理・調整が必要。

・窓口体制の在り方を含めて業務調整を行い、令和６年度の事業実施を検討する。

ヒト と マチ がつながる。

そこに negi がある。



埼玉県深谷市

産業振興部 産業ブランド推進室

深谷市の紹介

・人口 - １４２・４１４人
・面積 - １３８・３７平方キロメートル　　※田畑が４７・５％





埼玉県深谷市

儲かる農業都市ふかや

2

トピックス

◆ 渋沢栄一翁が新１万円札の肖像に！
◆ 大河ドラマ放映！



◆ 花園IC拠点整備プロジェクト

・ふかや花園プレミアム・アウトレット
三菱地所・サイモン株式会社

・深谷テラス　ヤサイな仲間たちファーム
深谷ベジタブルコミュニケーション株式会社
（キユーピー(株)の子会社）

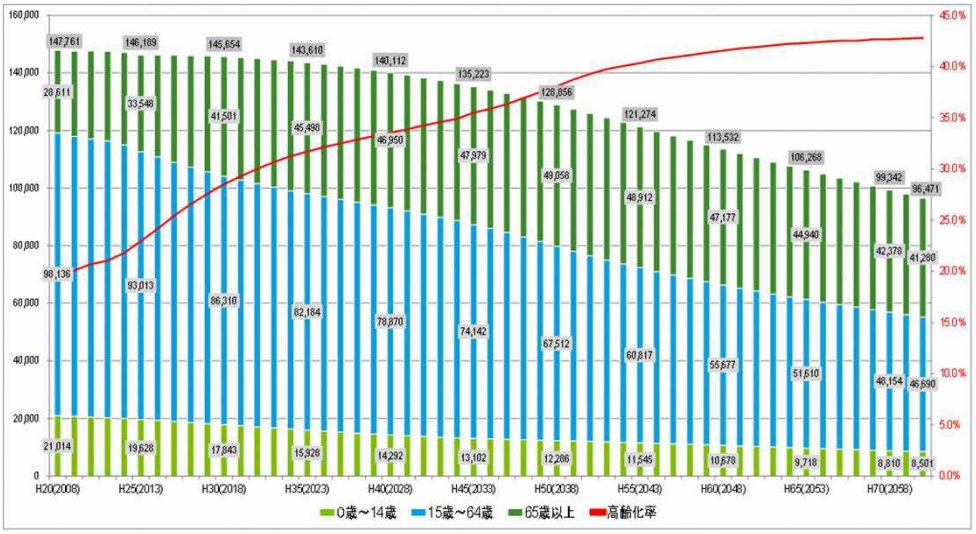


埼玉県深谷市

儲かる農業都市ふかや

3

深谷市の将来人口推計

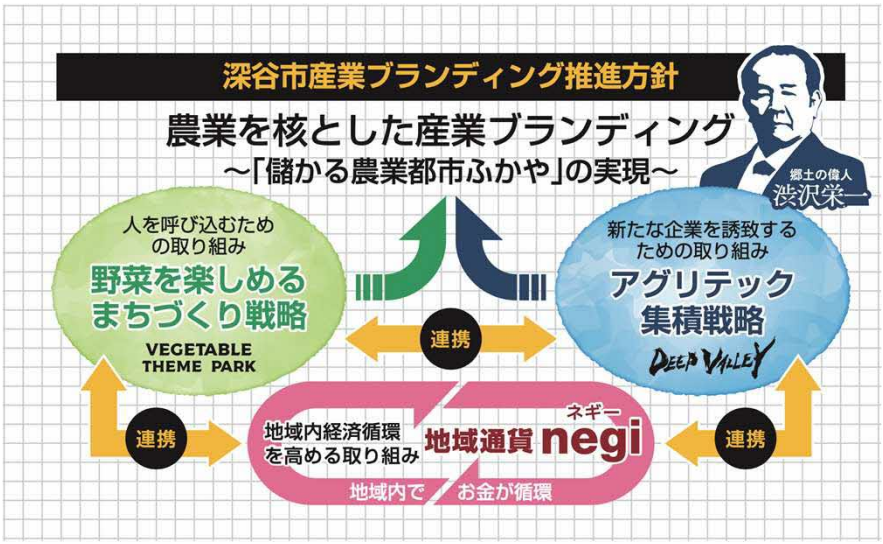


埼玉県深谷市

儲かる農業都市ふかや

4

寄付を基金化し難易度の高いプロジェクトに挑戦



埼玉県深谷市

産業価値創出基金

5

Ⅰ. 戦略の実施背景と目的

埼玉県深谷市

地域通貨 negi（ネギー）

2021年4月

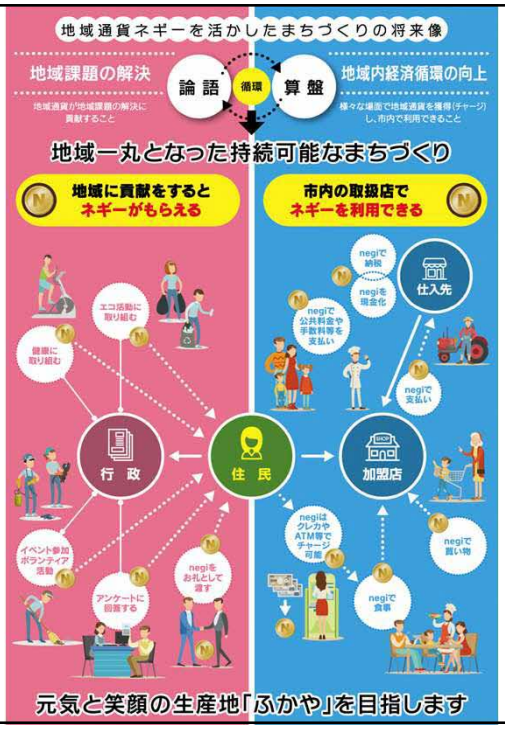
地域通貨導入戦略策定



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

7



ネギー
地域通貨 negi

深谷市地域通貨の定義

深谷市における地域通貨とは、「地域内経済循環の向上」と「地域課題の解決」の実現に貢献し、地域一丸となった持続可能な地域経営を実現するためのお金です。

8

選べるアプリタイプ・カードタイプ



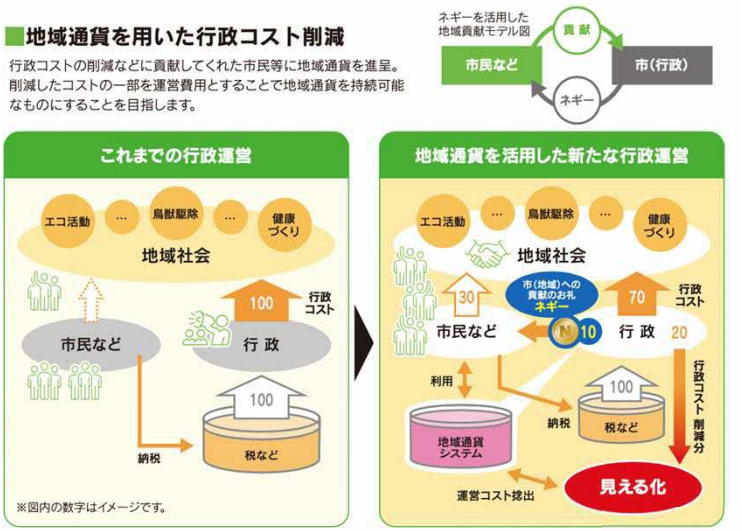


埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

9

地域通貨モデルの新たな試み



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

10

行政マネジメントとしての活用



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

11

基本計画の体系



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

12

個別施策



まちのイメージ3 活力とにぎわいにあふれるまち(産業振興)

3-2 雇用とにぎわいを生み出すまちづくり

3-2-1 商工業の振興

目指す姿
市内中小企業が安定した経営を行っており、地域の経済を支えています。また、起業・創業した事業者が増加するとともに、市民、商工団体、行政などが連携しながら付加価値*の高い製品やサービスを生み出しています。

まちづくり指標

指標名	現状値(平成28(2016)年度)	目標値(平成34(2022)年度)
法人市民税額【プロジェクト3指標】	1,345,453千円	1,420,000千円
市内の法人市民税額(均等割と法人税割の合計)であり、商工業が振興されているかを測る指標です。		
新たに誘致した企業数(累計)	48社	72社
市内への新たな投資総額が1億円以上となる企業を対象に、工場立地促進事業者指定を行う件数であり、企業の誘致及び留置が行われているかを測る指標です。		

現状と課題

【概要を取り巻く社会状況】

全国的に景況感は改善傾向にあり、中小企業の経常利益も高水準にある一方で、売上高の伸び悩みや人手不足、高齢化といった課題が顕在化しています。また、人口減少に伴い国内市場の縮小が進むことが懸念されています。

【深谷市の状況】

1 中小企業の経営者や従業員が高齢化し、後継者不足が顕在化しています。また、中小企業は景気変動の影響を受けやすいため、経営基盤を強化し安定的で継続的な事業運営を確保することが求められます。
2 小売店舗や商店街に関しては、大型店舗に買い物客が流出しているため、顧客吸引力を高めるサービスを検討する必要があります。また、インターネット販売が活発な現在における店舗のあり方の検討や、情報通信技術(ICT)*の活用が求められています。
3 急速に変わる社会、市場環境に対応するためには、今後、企業や店舗、大学などさまざまな主体と連携し、アイデアを出し合い、人を引きつける個性ある商品や商圏をつくることが大切となります。
4 多くの事業所が立地していますが、新たな企業の立地や事業の拡大を市内で行うことを希望している事業者も多くあります。今後は、市内の税収確保や地域の経済を活性化させるため、企業誘致のための用地確保や、市内企業の流出を防ぐための取組が求められます。
5 地域の経済を活性化させるためには、既存の企業への支援だけでなく、新たに起業を考えている方への支援も大切となります。そのためには、起業したいと考えている人が、その意欲とアイデアを形にし、事業へとつなげられるような支援を行っていくことが求められます。

取組方針

1 中小企業経営の安定化と成長を支援します

市内の中小企業が安定した経営基盤を備え、事業を継続し、成長していけるよう、経済的支援をはじめ、後継者対策を推進します。また、近年活性化しているインターネット販売に市内事業者が対応できるよう、必要な支援を行います。

主な事業
中小企業融資あっせん事業、中小企業経営安定化支援事業

2 商店街のにぎわいづくりを支援します

人を引き付ける商店街に生まれ変わろうとする意欲的な小売店舗や商店街への支援を行います。また、空き店舗、空き地の利活用を進めるとともに、地域資源*を生かして、人々が集い楽しめる商店街の形成を図ります。

主な事業
中心市街地及び商店街活性化推進事業

3 商工業の活性化を支援します

郷土の偉人渋沢栄一*の「論語と算盤」*の考え方の普及・啓発を進めるとともに、事業者の意識の向上と事業活動への活用を促進します。また、市内産業の製品やサービスなどの高付加価値化を支援し、イベントの開催や交流の場の提供を推進します。

主な事業
商工業活性化支援事業

4 企業誘致・留置に取り組みます

花園インターチェンジや(仮称)寄居PAスマートインターチェンジ*及び都市幹線道路の交通利便の優位性を生かした、企業立地を促進します。また、既存の市内事業者に対し、拠点を本市に留めてもらえるよう支援を行います。

主な事業
企業誘致及び立地促進事業、市内企業満足度向上対策事業、企業立地関連促進事務

5 起業しやすい環境づくりに取り組みます

商工団体、金融機関などと連携しながら、起業を希望する方に必要な情報やノウハウなどを提供し、事業開始時の負担を軽減するとともに、起業後の事業定着に向けた取組を支援します。

主な事業
起業家支援事業

関連する個別計画
深谷市産業振興計画、深谷市中心市街地活性化計画

第3編 前期基本計画 第3部 まちのイメージ3(産業振興)

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

13

基本計画の体系

まちづくり指標

指標名	現状値(平成28(2016)年度)	目標値(平成34(2022)年度)
法人市民税額【プロジェクト3指標】	1,345,453千円	1,420,000千円
市内の法人市民税額(均等割と法人税割の合計)であり、商工業が振興されているかを測る指標です。		
新たに誘致した企業数(累計)	48社	72社
市内への新たな投資総額が1億円以上となる企業を対象に、工場立地促進事業者指定を行う件数であり、企業の誘致及び留置が行われているかを測る指標です。		

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

14

ロジックモデル



埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

事務事業（概要）

平成28年 C0052E 15

事務事業評価表

1．基本事項

作成日　平成29年07月04日（火）

事務事業	企業誘致及び立地促進事業		担当課	商工振興課	担当係	商工振興企業立地係	管理番号 3744
総合振興計画 基本戦略	000001 活力を高めるまちづくり		事業区分	■ 自治事務	□ 法定受託事務 → 対象拡大 有□ サービス拡充 有□		
総合振興計画 主要プロジェクト	000002 新しい産業活力の創出プロジェクト						
総合振興計画 行政成果分類別 大項目	000006 活力とにぎわいあふれる産業づくり＜産業振興＞		根拠法令個別計画等	深谷市工場等立地促進条例 深谷市工場等立地促進条例施行規則			
総合振興計画 行政成果分類別 中項目	000004 雇用の創出・安定と勤労者への支援						
総合振興計画 行政成果分類別 小項目	000001 企業誘致の推進						
事業概要	投資総額1億円以上の場合に、特例措置として投資固定資産に対する固定資産税の税率を5年間2分の1とする。						
目的 ※何のために	本市の産業振興及び雇用機会の拡大に寄与するため						
対象 ※誰・何を対象に	工場等（製造業及び運輸業）を市内に建設する新規企業もしくは施設の新設等を行う既存企業						
手段 ※どのように	＜特例措置＞ 投資固定資産に対する固定資産税の税率を5年間2分の1とする ＜指定要件＞ 新たに設置する工場等の投資固定資産の総額が1億円以上（消費税等を含む）であること						
成果 ※何を求めるか	奨励金を交付することにより、企業の立地を促進し、新たな雇用創出を図る						
執行体制	■ 市職員 □ 一部委託 □ 全部委託 □ 指定管理 □ 市民ボランティア □ NPO 民間団体 □ その他（　　）						

事務事業を構成する予算事業	会計区分	款	項	目	細事業名	前年度決算額（円）
	一般会計	07 商工費	01 商工費	02 商工振興費	工場等立地促進事業	40,984,200
		00	00	00		0
		00	00	00		0
		00	00	00		0
		00	00	00		0

本事業の主な業務		
1	・制度の指定・継続手続き	7 ・
2	・奨励金の交付	8 ・
3	・制度の周知ＰＲ	9 ・
4	・	10 ・
5	・	11 ・
6	・	12 ・

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

事務事業（コスト）

2．事業費（投入コスト）　※当該年度以降の数値は内部検討のため試算したものです（未確定数値）　単位：円

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度別計画			※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。	※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。	※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。	※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。	※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。	※年度別事業費の推移は奨励金の交付件数により推移する。
事業費	予算（現額）		101,608,000	155,752,000	84,736,000	65,241,000	67,832,000	100,203,000
	決算額		76,287,000	115,899,000	55,531,000	45,279,820	40,984,200	0
	財源内訳	国支出金	0	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0	0	0
		他特定財源	0	0	0	0	0	0
		一般財源	76,287,000	115,899,000	55,531,000	45,279,820	40,984,200	100,203,000
人件費	従事職員数（人）		0.40	0.40	0.30	0.36	0.40	0.43
	人件費相当試算※1		3,054,000	2,955,200	2,266,200	2,733,120	3,027,200	3,400,010
			0	0	0	0	0	0
（総事業費試算）			79,341,000	118,854,200	57,797,200	48,012,940	44,011,400	103,603,010

※1　人件費相当額試算は、従事職員数に平均人件費を用いて試算したものです。

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

事務事業（成果）

3．評価指標

区分	指標名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	年度別目標値の設定根拠								
	実績値の出所・算出式								
活動指標1	特例措置（固定資産税を1／2）	目標値	件						
	指定件数	実績値		4.00	5.00	2.00	6.00	3.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠			市の努力で達成できるものでないため、目標値は設定できない。					
	投資総額1億円以上の誘致件数								
活動指標2	工場等立地奨励金	目標値	件						
	指定件数	実績値		2.00	1.00	0.00	5.00	2.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠			市の努力で達成できるものでないため、目標値は設定できない。					
	投資総額10億円以上の誘致件数								
活動指標3	雇用奨励金　指定件数	目標値	件						
		実績値		2.00	1.00	0.00	1.00	0.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠			市の努力で達成できるものでないため、目標値は設定できない。					
	投資総額10億円以上の誘致件数								
活動指標3	緑化奨励金　指定件数	目標値	件						
		実績値		0.00	0.00	0.00	2.00	1.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠			市の努力で達成できるものでないため、目標値は設定できない。					
	投資総額10億円以上の誘致件数								
成果指標1	指定企業の新規雇用者数	目標値	人						
		実績値		16.00	15.00	4.00	14.00	13.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠			市の努力で達成できるものでないため、目標値は設定できない。					
	申請書により確認								
		目標値		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		実績値		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	年度別目標値の設定根拠								

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

目指すは、ヒトとマチがネギーでつながり元気と笑顔が生まれる社会

■ ネギーは、将来都市像が掲げる「想い」との親和性が高い**コミュニケーション媒体**となりえます



円では買えない豊かな価値が交換され、地域の課題が笑顔で解決されていく世界。
つながりと一緒に流通し、ネギーがひろがっていき　ネギーが深谷を元気にしていく世界を目指します

デジタル田園都市国家構想における対応関係



出典：2021「デジタル田園都市国家構想実現会議」（第１回）牧島大臣提出資料

埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

20

Ⅱ. 過去の事業展開

埼玉県深谷市

地域通貨 ネギー negi

21

２０１９年度（事業初年度）

埼玉県深谷市

地域通貨 ネギー negi

22

電子プレミアム商品券実証実験（令和元年5月11日～9月30日）



○利用可能店舗：225店舗

○利用ユーザー数：2,358件

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

23

２０２０年度（２年目）

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

24

新型コロナウイルス経済対策

✓飲食店応援事業（令和2年7月1日～8月30日）　※配布は５月１日～６月２１日
✓子育て世帯ネギー支給事業（令和2年8月1日～9月30日）
✓電子プレミアム付商品券（令和2年11月20日～令和3年2月28日）







利用可能店舗：614店舗　/　利用ユーザー数：約25,000件

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

25

２０２１年度（３年目）

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

26

通常販売開始、ポイントバックキャンペーン

✓通常販売開始（令和3年4月28日～）
✓各種行政事業との連携（令和3年5月1日～令和4年3月31日）
　マウスガード補助金、出産祝い金、敬老会事業、若者活動応援事業・・・計20事業
✓ポイントバックキャンペーン（令和3年11月15日～令和4年1月31日）









利用可能店舗：721店舗　/　利用ユーザー数：約32,000件

埼玉県深谷市　　地域通貨 ネギー negi

27

２０２２年度（４年目）

埼玉県深谷市　　地域通貨 ネギー negi

28

ネギーで口座振替キャンペーン





埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

マイナポイント



埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

ぐるっと深谷ガチャ



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

31

ポイントバックキャンペーン





埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

32

２０２3年度（5年目）

埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

33

ネギーチャレンジ





埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

34

活用事業一覧

＜元年度＞
・電子プレミアム商品券実証実験（産業ブランド推進室）
・ためるんピックふかや（保健センター）
・婚活応援事業（協働推進課）

＜2年度＞
・飲食店応援事業（産業ブランド推進室）
・花屋支援事業（農業振興課）
・公民館事業（生涯学習スポーツ振興課）
・子育て世帯ネギー支給事業（こども青少年課）
・ふかやさいポイントラリー2020景品（産業ブランド推進室）
・深谷市職員互助会「がんばろう！深谷」市内のお店応援事業 販売（深谷市職員互助会）
・ためるんピックふかや （保健センター）
・電子プレミアム付商品券事業（産業ブランド推進室）
・恋たまポイント2020 販売（埼玉新聞社）
・ どこでもグルメ 販売（深谷商工会議所）

＜3年度＞
・ネギー(利用時に1%ポイントバック)（産業ブランド推進室）
・ネギーポイント（有効期間180日）（産業ブランド推進室）
・ネギーチャージキャンペーン （産業ブランド推進室）
・VEGE-1グランプリ　プレゼント （産業ブランド推進室）
・VEGE-1グランプリ　ポイント （産業ブランド推進室）
・10%ポイントバックキャンペーンポイント （産業ブランド推進室）
・新成人アンケート当選景品（秘書課）
・成人式アンケート景品 （こども青少年課）
・口座振替SNS拡散キャンペーンポイント （収税課）
・口座振替キャンペーンポイント （収税課）
・子育て世帯支援金支給事業（こども青少年課）
・「まごころ」景品（生涯学習スポーツ振興課）
・ ぐるっと深谷ウオーキング景品（生涯学習スポーツ振興課）
・ふっかちゃんマウスガード作製補助事業（生涯学習スポーツ振興課）
・ありがとうの手紙 景品（学校教育課）
・おかべウインター・ウォーキング　景品（岡部公民館）
・ためるんピックふかや 2021（保健センター）
・みなみウィンターウォーキング　景品（南公民館）
・敬老会事業（長寿福祉課）
・公民館オータム・ウォーキング ポイント（各公民館）
・上柴公民館 お礼品（上柴公民館）
・深谷市民ワークショップポイント（企画課）
・深谷市若者活動応援ポイント（商工振興課）
若者活動応援事業だけの！アプリタイプ限定特典！！（商工振興課）

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

35

現状ステータス（令和5年10月31日時点）

✓ 取扱店店舗数：895店舗
うち、カードが利用できない店舗197店舗（22.0%）

✓ 総発行額：約50億negi

✓ 登録ユーザー：約4万8千アカウント
※アプリ、カード比率 7:3

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

36

地域通貨導入戦略のロードマップ





埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

37

Ⅲ. 利用概要と決済方法

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

38

ネギーの利用タイプ

	アプリ	カード
登録方法	アプリをダウンロードして 会員登録 	市へ申請をして、 カード取得 
チャージ方法	・クレジットカードチャージ ・セブン銀行ATMチャージ ・対面チャージ	・セブン銀行ATMチャージ ・対面チャージ
その他	行政からのポイント獲得 市外の方も利用可	

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

39

ネギーの決済方法

	専用アプリ	置き型QR
店舗準備	**無料の決済アプリを ダウンロードしてログイン**  ※アプリがダウンロード できる端末が必要 ※個人の端末でも可能 ※複数端末による同時ログイン可	**特になし**  QR台紙は登録時に送付
決済可能 タイプ	アプリ カード	アプリ（カードは不可）
その他	現金併用可能、店舗の決済手数料はなし	

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

40

◆利用方法

＜店舗⇒ユーザー＞



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

41

◆利用方法

＜ユーザー⇒QR台紙＞



埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

42

Ⅳ. 実務の詳細

埼玉県深谷市

地域通貨 ネギー negi

43

➢ 契約

連携協定に基づき、株式会社トラストバンクと契約（業務委託）

➢ 費用負担

発行額の3%前後の費用が発生

・システム利用料
・決済手数料（クレジットカード、セブン銀行、販売店チャージ）
・振込手数料（各店舗にて、利用されたネギーを振込際に係る費用）
・精算手数料（利用されたネギーを各店舗に振込を行う際の費用）

埼玉県深谷市

地域通貨 ネギー negi

44

➢ 取扱店登録

事業者から申請⇒深谷市が登録、販促物発送

➢ 各ポイントの発行

各担当課と調整⇒深谷市が発行
・出産祝い金（こども青少年課）
・マウスガードの補助金（生涯学習スポーツ振興課）
・健康マイレージ事業（保健センター）
・敬老祝い金（長寿福祉課）
・若者活動応援事業（商工振興課）　　等

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

45

Ⅴ. 課題と今後の展望

埼玉県深谷市

ネギー 地域通貨 negi

46

➢ 課題

・更なる行政事業における活用促進
・自治体地域通貨運営における事業収支モデルの実現
・民間でのネギーの活用普及

➢ 今後の展望

・デジタル基盤の確立
・行政における成果指標及び効率性（コスト）改善
・新たな行政マネジメントシステム確立

埼玉県深谷市

ネギー
地域通貨 negi

47



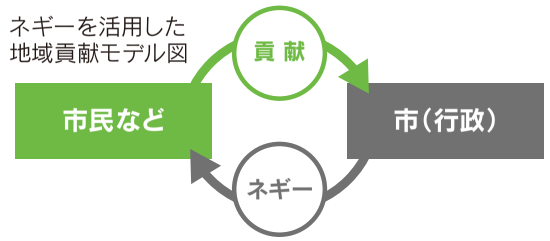
使うほどに、
深谷が好きになる通貨。

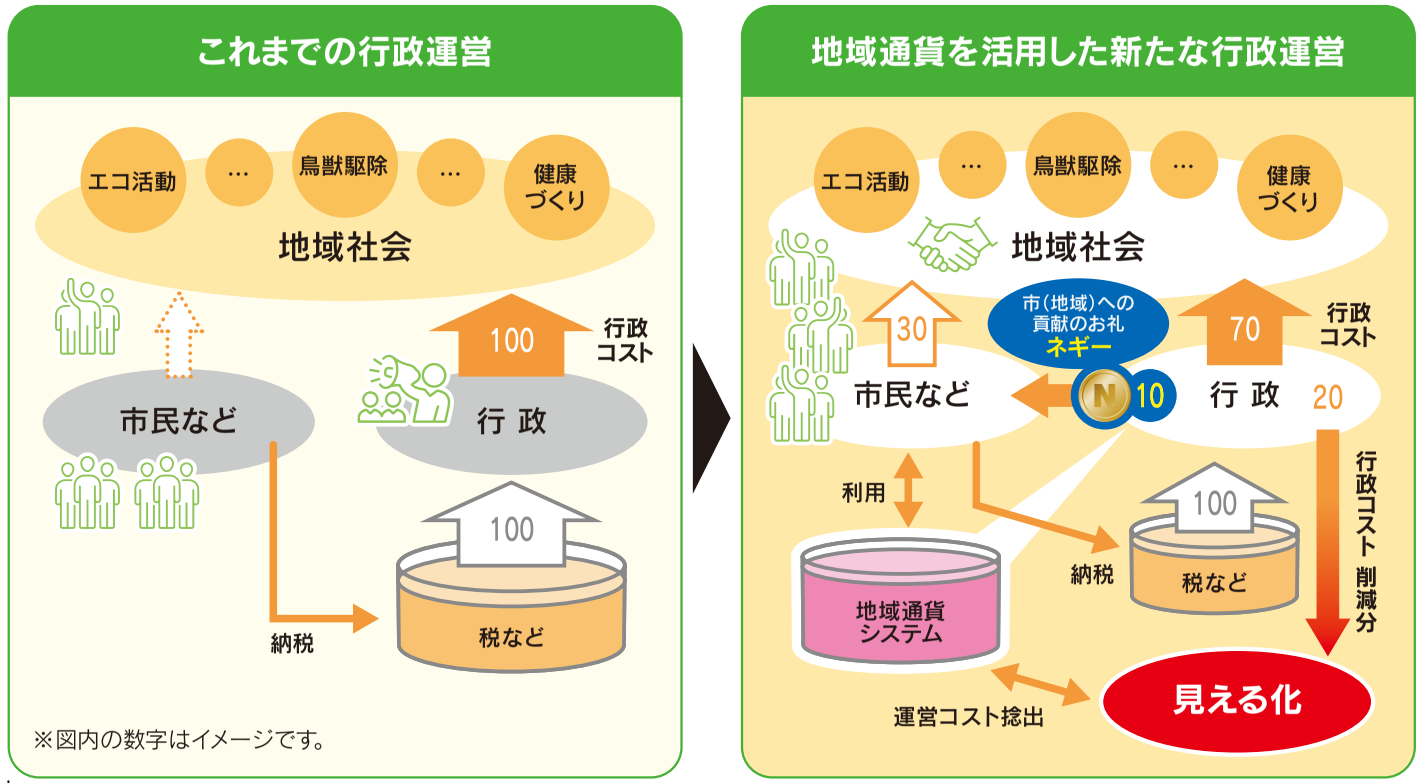
negiという温かい通貨には、
ヒトとヒト、ヒトとマチをつなげるチカラがある。
円では買えない豊かな価値が交換され、
地域の課題が笑顔で解決されていく。
つながりと一緒に流通し、ひろがっていく。
まるでビタミンがカラダを巡るように、
negiが深谷を元気にしていきます。



地域通貨を用いた行政コスト削減

行政コストの削減などに貢献してくれた市民等に地域通貨を進呈。
削減したコストの一部を運営費用とすることで地域通貨を持続可能なものにすることを目指します。





地域通貨導入戦略のロードマップ

	ネギーを注ぐ（公助）	ネギーを拡げる（自助・共助）	ネギーを巡らせる
地域通貨導入戦略 販売	■ 地域通貨の流通量・利用者数の拡大 ▼住民への販売拡大 ▼チャージ体制の整備･充実化	▼住民の利便性の拡大 など	▼地域通貨の域内流通の促進 ▼住民間／店舗間での取引コストの極小化 など
交付	■ 地域通貨による行財政改革の推進 ▼モデル事業の実施、効果測定 → 対象部課･領域の拡大 ▼行政評価モデルとの連動 ▼庁内向け普及啓発･行動変容の促進		
利用	■ 地域通貨の利用場面の拡大 ▼導入店舗の拡大 ▼店舗での導入価値の強化	▼公共料金支払における地域通貨の利用拡大 ▼事業者間での支払における地域通貨の利用促進の検討 ▼エネルギー地産地消等、地域経済循環向上に資する事業での地域通貨活用	
仕組み・土台づくり	■ 持続可能な地域通貨モデルの構築 ▼住民／事業者の価値／コスト設計 ▼持続可能な運営体制の構築 ▼地域通貨システムの設計	▼地域通貨モデルの強化 ▼品質･サービス向上 ▼システム改善	▼店舗での導入価値の強化 ▼住民の利便性の拡大 など

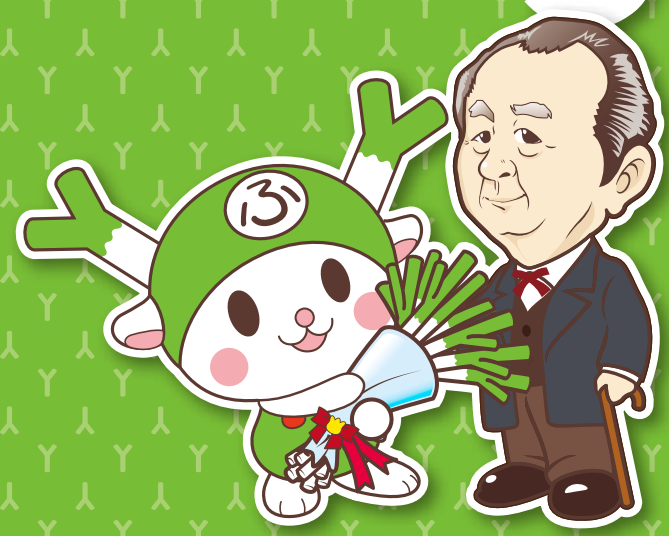
地域通貨導入戦略 概要版
［発行］埼玉県 深谷市 産業振興部 産業ブランド推進室
〒366-8501 深谷市仲町11-1 TEL.048-571-1211（代表）
【E-mail】f-brand@city.fukaya.saitama.jp

地域通貨導入戦略

概要版

「地域内経済循環の向上」と
「地域課題の解決」に向けて

negi



2021年
4月

深谷市
FUKAYA CITY

深谷市は地域通貨事業に取り組みます

【背景】

深谷市の人口は、2000年の約14万6千人をピークに減少しています。2015年に策定した「深谷市人口ビジョン」によると、およそ40年後の2060年には、現状のままだと約9万人台まで人口が減少すると推計されています。

また、人口減少とともに、高齢化が同時に進行することとなり、40年後には本市全体の約43%が65歳以上になると推計されています。

人口が減ると、地域における購買活動が弱まり、地域経済が縮小していくことになります。また、65歳以上の高齢化比率が高まると働き手が減り、本市の税収が減少することとなります。一方で、高齢者の割合が増えると保健福祉関連の支出がこれまで以上に増えることが想定されます。

【地域通貨事業の目的】

地域通貨を導入することで地域内経済循環を高め、また、地域課題の解決を図り、地域一丸となって持続可能な深谷市を実現します。

【深谷市地域通貨ネギーとは】

地域通貨ネギーは、電子技術を用いて深谷市がつくる、地域独自のお金です。

郷土の偉人渋沢栄一翁は、「論語と算盤」を生涯のモットーとし、道徳と経済の一致による持続可能な社会経済の実現を目指しました。深谷市は、栄一翁の精神を尊重し、地域課題の解決と地域内経済循環を高めることに貢献する地域通貨事業に取り組みます。



【地域通貨導入戦略のゴール】

地域通貨の運用コストを賄う原資を獲得できる仕組みづくりを行い、地域通貨ネギーが継続的に運用できる状態を目指します。

地域通貨ネギーを活かしたまちづくりの将来像

地域課題の解決

地域通貨が地域課題の解決に貢献すること

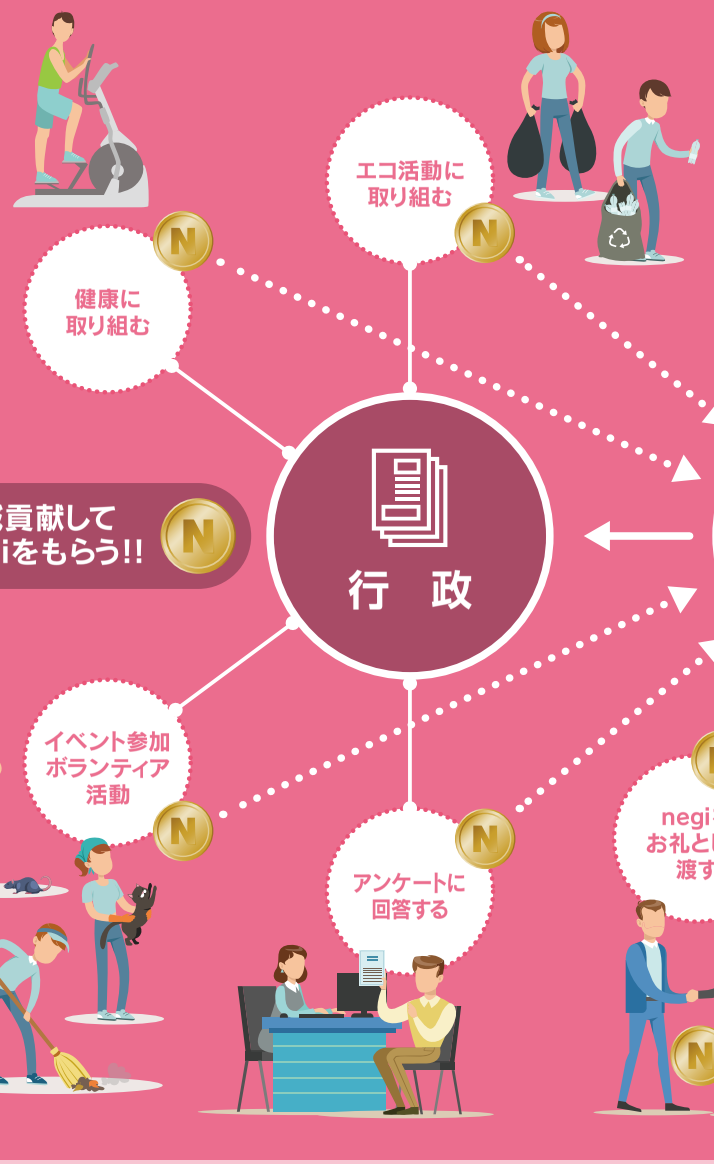
論語 循環 算盤

地域内経済循環の向上

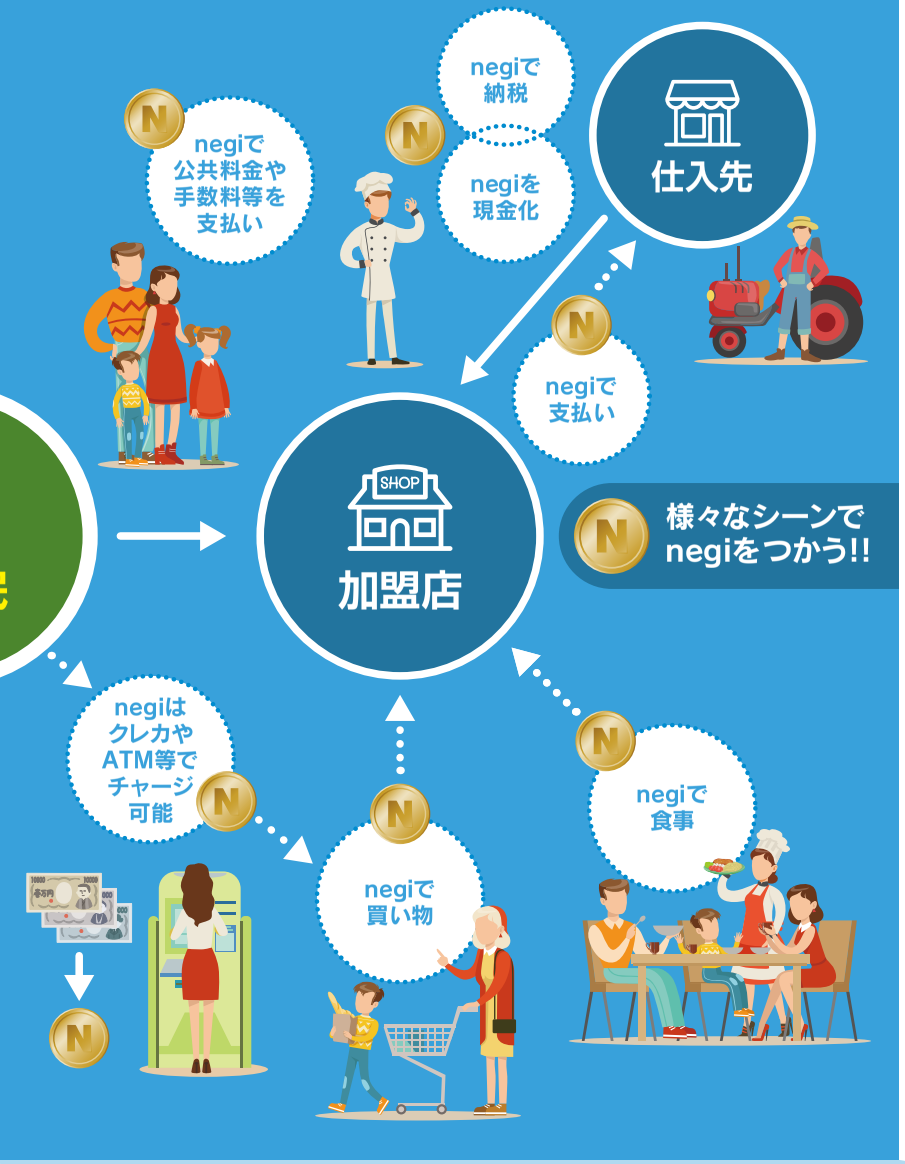
様々な場面で地域通貨を獲得(チャージ)し、市内で利用できること

地域一丸となった持続可能なまちづくり

地域に貢献をするとネギーがもらえる

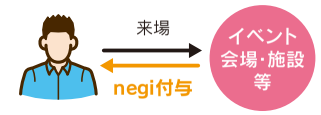


市内の取扱店でネギーを利用できる



negi 付与イメージ

A 来場特典



B 参加・活動への謝礼



C 達成の記念・報奨



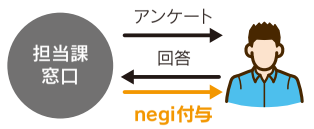
D 改善提案への謝礼



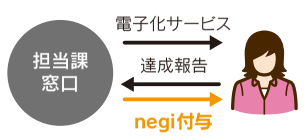
E 補助金の振替



F 調査の謝礼



G デジタル化への協力謝礼



元気と笑顔の生産地「ふかや」を目指します

行 政

地域通貨のポイント

- 地域通貨を各種事業で活用し成果の向上と行政コストの削減
- 行政職員の日常業務における課題改善・政策形成の実現ツールとして活用



住 民

地域通貨のポイント

- 地域貢献でネギーがもらえる
- 地域通貨が便利に貯められる（多様なチャージ方法）
- 地域通貨が簡単に扱える（アプリタイプ・カードタイプ）
- 地域通貨がどこでも使える（取扱店維持・拡大）



加盟店

地域通貨のポイント

- 多くの人が地域通貨を活用
- 流通量の維持・確保
- 地域における購買活動の確保
- 加盟店間の支払いなど二次流通の検討



ＢＰＲの取り組みから
ＩＣＴを活用した
窓口業務支援システムに
よる窓口業務の効率化

～システム導入とＢＰＲ手法による
ハイブリッド型の業務改革～



窓口業務改革取組の背景

少子高齢化

- 社会保障費の増大
- 税収の減少
- 生産年齢人口の減少

2040年問題

- 団塊ジュニア世代が65才以上となる
- 一方、20代前半の若者は親世代の半数になる

これからの自治体経営

- **職員数の増加が見込めない**
- **市民の要望がこれまで以上に多様化**
- **現在より少ない職員数で、今まで以上の業務を行わなければならない**

正規職員の適正配置

平成30年度総務省業務改革モデルプロジェクトに採択

【取組概要】

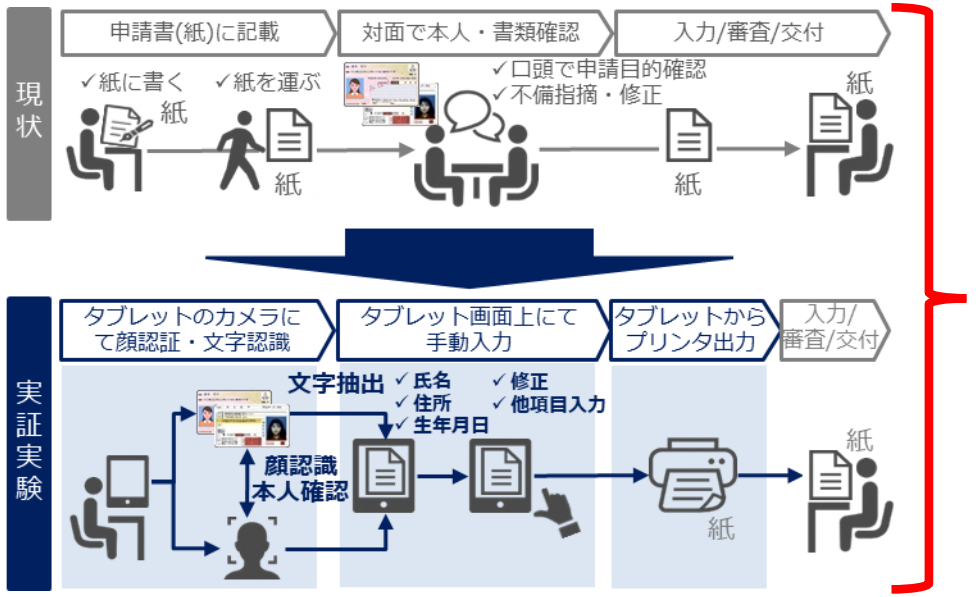
■ＢＰＲ手法による窓口業務の現状分析
①業務の棚卸
②業務手順の簡素化・市民の利便性向上の方策検討

■ＩＣＴを活用した申請手続きの自動化の実証実験
・対象手続き：住民票の写しの交付
・対象者：市職員９６名
・実験内容：
①ＯＣＲを活用した申請書作成
②顔認識技術を活用した本人確認の自動化

【取組結果】

■方策
①申請書統一化･･･申請書ごとに異なる記載項目、順序の統一
②審査の標準化、簡素化･･･審査方法の標準化し、審査の効率化・簡素化
③マニュアル化･･･①・②により標準化した業務のマニュアル化
④決済IT化･･･手数料決済のキャッシュレス化により決済業務の省力化
⑤保管書類のデータ化･･･申請書類等のデータ化

■実証実験



■課題と改善策

①顔認識技術は十分な精度での実現性を確認

②手書きを無くすことで全体の利便性が向上することを確認

③OCRは撮影環境や撮影・読取方法見直しにより、認識精度の改善を図る

④申請項目スリム化や入力補助機能の充実、画面デザイン設計を工夫

窓口自動化ＷＧ

２０１９年５月

企画課、ＩＣＴ推進室、市民課によるＷＧを発足

①市民に優しく、分かりやすい窓口の実現
②効率的な行政サービスの提供

【先進地視察】・・・船橋市、北見市、鎌倉市

【仕様の検討】

- 紙申請でなくデータ入力で申請できる
- 免許証等の券面情報をＯＣＲ読込できる
- 基幹システムとデータの連携ができる
- 職員向け手続きガイダンス機能がある
- 各受付窓口間の情報共有ができる
- 将来、スマホからの申請データの取り込みができる

どう変わった？
その①

2020年7月27日
OPEN

『書かない窓口』を始めました！





その②

これまで、各証明書毎にあった申請書を**一枚の申請書**に**統一**しました。





住所や名前を何度も書かなくて済むようになったし、難しい申請書の書き方にも悩まないわ。



記載台で「申請書」をさがしたり、「書き方」を聞いたり、ということもなくなるわ。

その③　受付番号発券機とデジタルサイネージ







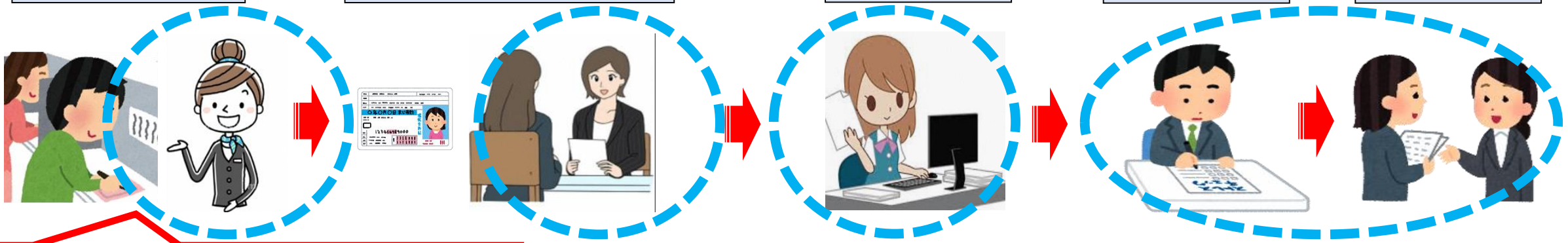




その④　手続きに係る人数４人から２人に！！

旧

申請・届出作成 → 受付：本人確認、内容確認 → 入　力 → 審　　査 → 交　付

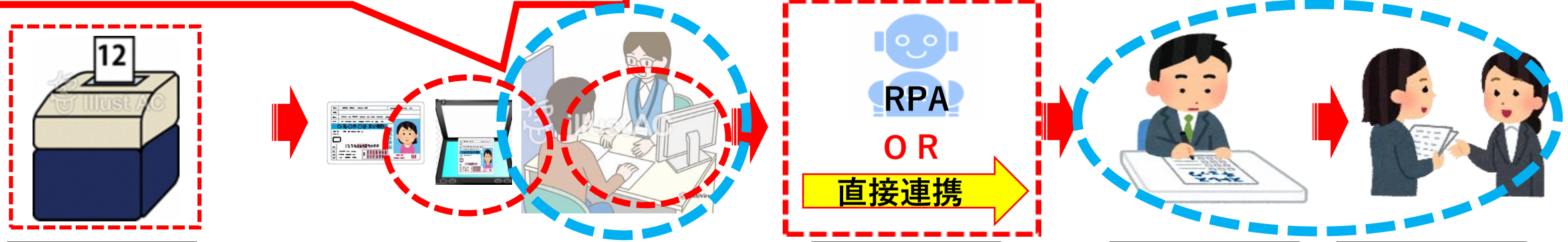


① 記載台・フロアアドバイザーの廃止

② OCRで免許証等の券面情報を自動入力
③ガイダンス機能によりヒアリングを行い、申請情報をデータ化し、申請書・届書を作成。

④ 基幹系システムへのデータ移行を自動化により省力化

新



発券機 → 受付：本人確認、申請・届出書作成 → 自動入力 → 審　　査 → 交　付

その⑤　証明書：平均９分　住民異動：平均２５分削減！！

	申請・届出作成	受付：本人確認、内容確認	入　力	審　査	交　付
旧	３～５分	１分	３～５分 滞留 １～２分	３～８分 滞留 １分	証明発行：平均２０分 住民異動：平均４５分
新	発券機	１～２分 受付：本人確認、申請・届出書作成	０分 自動入力（RPA OR 直接連携）	０～８分 滞留 １分 審　査	証明発行：平均１１分 住民異動：平均２０分 交　付

RPA・AI-OCR の利活用について

総務課

１　趣旨

現在、各種申請の電子化を行っているが、手続きによっては紙媒体での申請が必須ものがある現状である。こういった紙媒体で申請されるものについては AI-OCR を活用し、紙データの電子データ化を行い、さらにこの電子データを利用し、RPA でシステムへの入力作業の自動化を行うものである。(なお、電子申請されたものについては AI-OCR を介さずそのまま RPA での処理が可能。)

このようにして自動化を行うことにより、作業時間の短縮及び正確性の向上を図る。

２　経過

R5.8　RPA システムの更新（R5 年度分：1,056,000 円）

R5.9　AI-OCR システムの導入(R5 年度分：770,000 円)

R5.11 職員向けに RPA 導入業務の事例説明会を実施

３　実施概要

現在、税務課をモデルケースとし RPA・AI-OCR を利用

利用業務については下記のとおり

（１）　広域連合徴収委託金歳入処理（約 4 時間/月　作業時間削減）

広域連合からの送金データを加工し、調定データを作成

（２）　土地登記異動処理（約 20 時間/月　作業時間削減）

法務局から土地登記異動データを取得し、異動内容をシステムへ入力

（３）　口座振替登録処理（試験中）

金融機関から送付される口座登録依頼書を AI-OCR で読み取り、システムへ入力

４　今後のスケジュール

今後 RPA・AI-OCR 化予定のものは下記のとおり

（１）税務課他申請手続き（償却資産申告等）

（２）すこやか健康課健診関係データ入力作業

（３）福祉あんしん課給付金申請受付業務

RPA・AI-OCRの活用事例報告会

令和5年11月30日

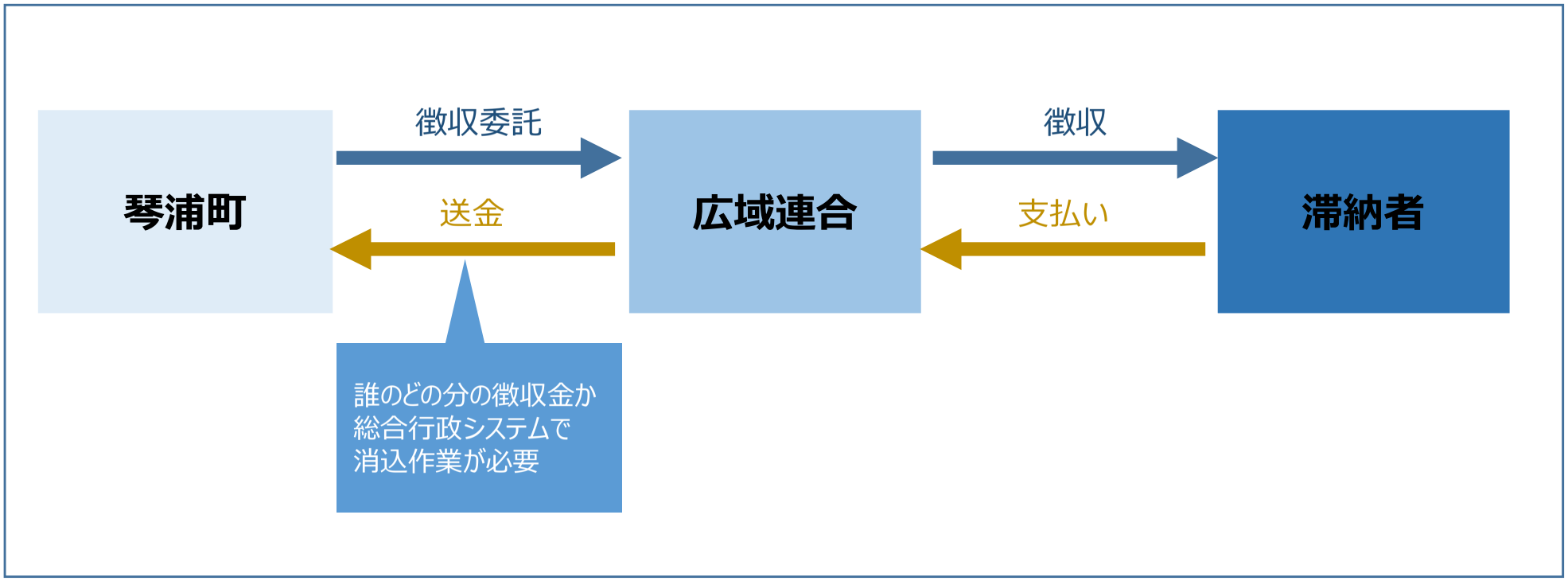
広域連合徴収委託金歳入処理

業務内容（件数：40～200件/月）

①毎月初めに広域連合から委託分の徴収金の送金額が通知される

②町会計に反映させるため、どの調定の徴収金か消込データを作成する。

※なお、データの流し込みはできないため、**1件ずつ作業する必要がある。**



広域連合徴収委託金歳入処理

従来（RPA導入前）の作業フロー（作業時間：4時間/月）

①送金通知書の一覧表を元に納付書を1件ずつ印刷

（債権者の名前で検索し、対象税目を選択→金額を確認し印刷）

②印刷した納付書を出納室へ渡す

③出納室で通常の納付書と同様に処理

一覧表はCSVデータで貰えるが、総合行政にデータを流し込めないため、
1件ごとに納付書を印刷する必要があり、毎月半日は作業時間を要していた。

RPA導入後のフロー（作業時間：10分/月※RPA実行時間は含まず）

①一覧表CSVデータをRPA用に編集（編集用シートに張り付けるだけ）

②RPA実行

③入力内容の確認

④出納室にデータ送信

※総合行政システムには納付書を介さなくても消込を行える機能があるが、
こちらについても一つ一つデータを入力してく必要があり、
RPAを使わない場合は納付書印刷の場合と同等の作業時間を要する。

土地登記異動処理（所有権移転のみ）

業務内容

①定期的に土地登記異動データをLGWAN経由で法務局から取得する。
②取得したデータを元に異動処理を行う。

従前（RPA導入前）の業務フロー（作業時間：約20時間/月）
①取得したデータを元に総合行政システムで対象地番を検索
②異動内容（名義人変更等）を入力し、更新する。

RPA導入後のフロー（作業時間：30分/月※RPA実行時間は含まず）
①異動データをRPA用に加工するRPAを実行する。
②所有権移転のRPAを実行する。
③入力された内容を確認する

口座振替登録処理

業務内容（件数：50件/月）

①金融機関で受け付けた口座振替依頼書が定期的に出納室に届く
②週一程度で出納室が口座振替担当者に依頼書のPDFデータを送付する
③依頼書の内容を総合行政システムに入力する

従前（RPA導入前）の業務フロー（作業時間：5時間/月）

①出納室から口座振替依頼書が届く（PDFスキャンデータ）
②納税義務者名を総合行政システムで検索
③依頼書記載内容を入力し更新する
④ひととおり入力した後、再度入力内容を確認する（ダブルチェック）

RPA導入後のフロー（作業時間：30分/月※RPA実行時間は含まず）

①依頼書のPDFデータをAI-OCRで読取り、CSVデータ化する
②RPAを実行する
③入力された内容を確認する

上郷地区行政懇談会の実施について

総務課

11 月 29 日（水）に上郷地区行政懇談会を実施しましたので報告します。

１　実施状況

日時：令和５年 11 月 29 日（水）　19 時～20 時 30 分
場所：上郷地区公民館
参加者：上郷地区区長　５名、副区長等　６名、町議会議員　１名
　　公民館長、主事
　　町長、総務課長、行政総務室担当職員　計３名

２　内容

（１）町の施策及び各自治会の要望等について
　もっと知りたい琴浦町（ことしの仕事）から事業の説明、各自治会からの要望に対する町の対応方針について説明。

（２）各自治会要望・回答についての意見交換
　各自治会からの要望事項に対する町の回答を基に意見交換。

３　主な意見

・自主防災組織を結成し、一次避難所を公民館に設定している。そのため、トイレの洋式化を考えているが、何か補助制度はないか。
⇒補助制度について調査しお知らせする。（町の補助制度を後日連絡済）
・ライドシェアについて、安全上の問題など、様々な面で地区管理がスムーズにできるか懸念している。
⇒Ｒ７の切り替えが目前なので検討しているところ。基本的に考えているのは、オンデマンド型（予約して迎えに来てもらう形）を考えている。新しい仕組みも視野に入れながら検討しているのでいろんなご意見をいただきたい。
・相続登記の義務化の件で、部落に固定資産税がきているが、共有名義で登記してある。そういった土地はどうすればよいのか。
⇒認可地縁団体の立ち上げ等は支援できる。部落内で意思統一が必要。相続登記の義務化については、法務局へ確認する。
○その他
・鳥獣対策、空き家対策、専用水道の町有移行、河川整備について　など

令和７年度に向けた交通再編について

企画政策課

１　概要

令和７年４月からの交通再編にあたり、第２回琴浦町地域交通再編検討委員会を開催し、具体的な再編案について協議、承認された。

今後は、再編にあたり影響が生じる関係地区への説明会や利用者意見の聴取等を行い、内容の精査を行う。

２　第２回地域交通再編検討委員会（〇：委員長）

①参加者

学識経験者	〇米子高専　加藤教授、鳥取大学　谷本教授※欠席
交通事業者	日ノ丸自動車、(株)田中商店、安田地域づくり協議会
地域関係者	古布庄まちづくり協議会、以西地区振興協議会、上郷地区公民館
関係機関	鳥取運輸支局、県交通政策課
町	副町長、教育総務課、企画政策課

②開催日時　令和 5 年 11 月 17 日（金）14～16 時

③その他　　会議結果、資料等は町ホームページにて公開

３　利用実績から見える現状と課題

- 小中学校の登下校、一般利用のため、朝６台の運行が必須。
- 琴浦海岸線は、年間を通じて継続したバス利用がある。
- 船上山線、野井倉線は、平日、土日祝日を通じて午前中にバス利用が多い。
- 上法万線は、平日の午前中にバス利用が多い。
- 福永線は、小中学生の登下校便以外は、全便で平均 2.0 人未満であり、R4 再編方針より減便対象として検討。

４　交通再編の方針

利用者のニーズに合わせた便利な交通

＋

効率的な運行による持続可能な交通

再編のコンセプト　**中心部における乗合交通と中山間部における個別輸送をつなぐ交通ネットワークの構築**　＋　**ＤＸ（デジタル活用）**

５　交通再編の概要

① 福永線（上郷・倉坂地区）は、朝夕以外の日中を **NPO 等交通空白地有償運送または交通空白地タクシー助成に転換**（通学時を除く全便で平均 2.0 人/日・便未満）

② 船上山線、野井倉線、上法万線区域にバス車両による **AI デマンドシステムを導入**、空車を生じないニーズに合わせた効率的な運行を実施。アプリ、電話による予約に対応。

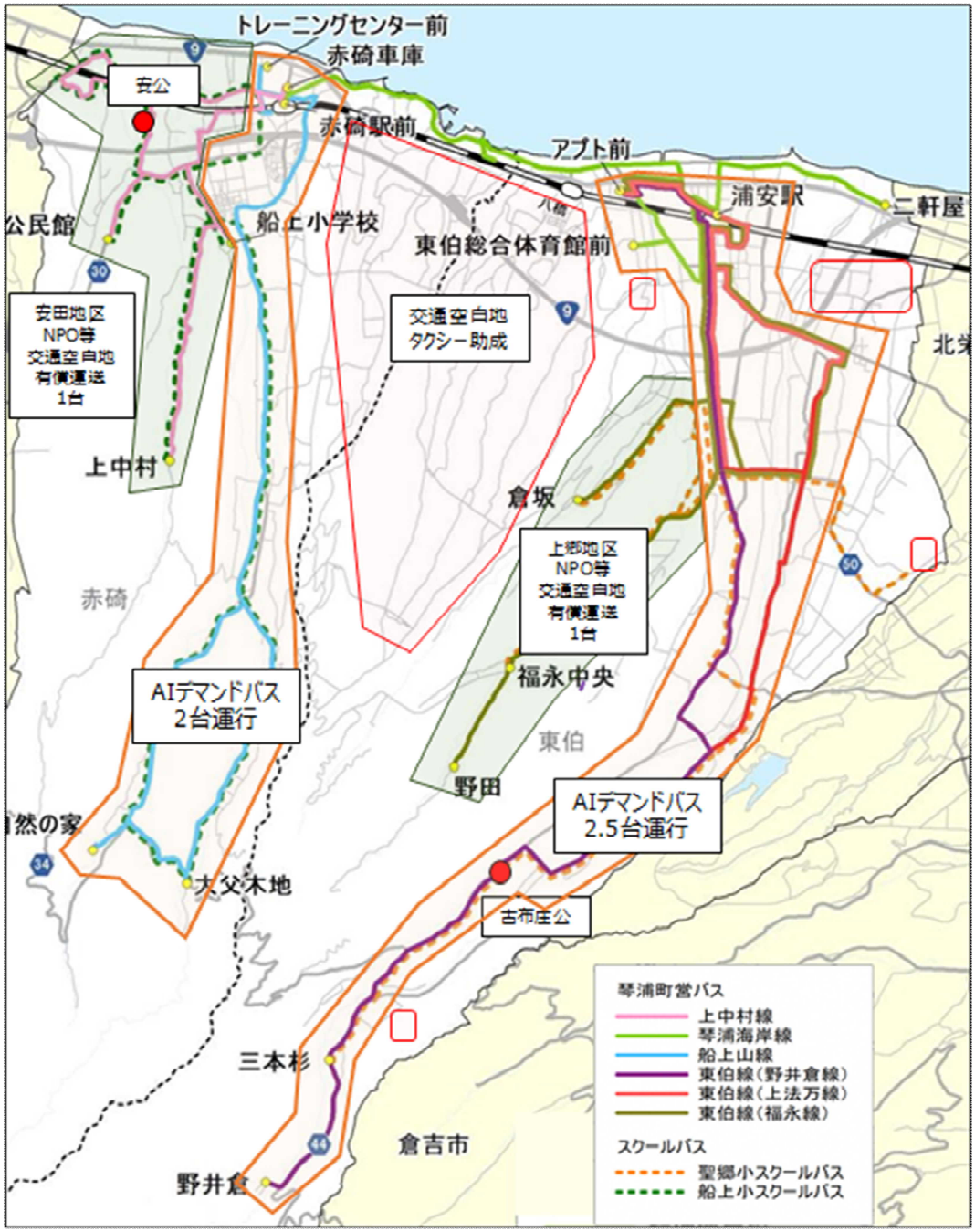
③ **タクシー助成制度の拡充検討**（現行制度では距離に応じて自己負担が大きくなる）

④ 琴浦海岸線は、日中（8 時～16 時）を定時定路線のバスで運行継続

⑤ 登校時、下校時はスクールバスを運行（登校時：混乗バス、下校時：専用バス）

⑥ 上中村線（安田・中村）の日中は、NPO 等交通空白地有償運送を継続

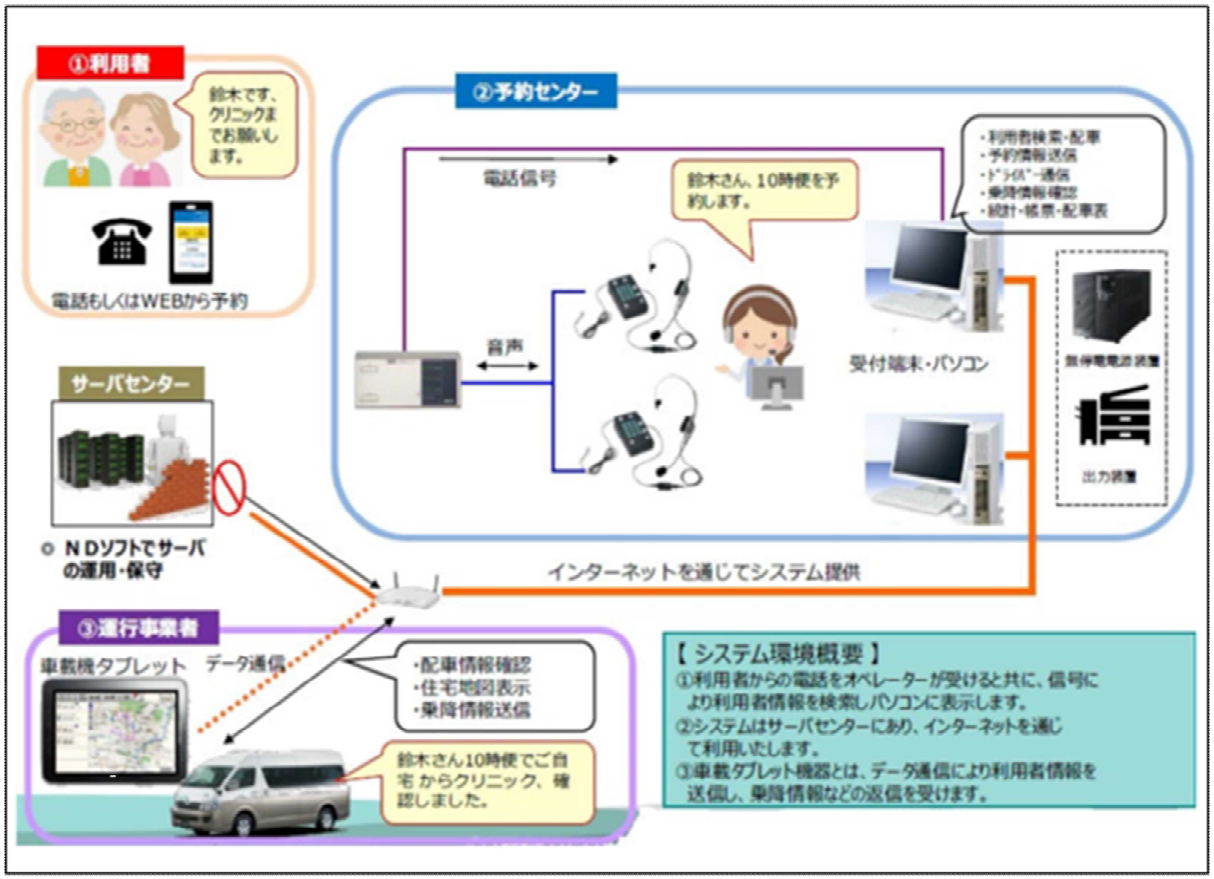
⑦ **運行管理体制の一元化**（デマンド交通導入に伴う予約、配車等管理上一元化が必要）



【AI デマンドバス（導入案）の概要】

- AI デマンドバス（利用者の予約に応じて、AI が経路を選び走行する乗合のデマンド型交通）を運行し、生活や観光移動の利便性向上や、現在運行している町営バス・スクールバスとの役割分担（終日の定時定路線運行から朝・夕の通勤・通学時間帯のみの運行とする）による効率的な運行と経費の節減を図る。
- 現在のバス停に加え、乗降ポイントを集落内や駅周辺の公共施設、金融機関、病院、スーパー等を設定することで自宅近くから目的地まで乗り換えなしでの移動を可能とする。

○システム図



○具体サービス

① オンライン（公式 LINE、アプリ等）で、いつでも予約可能。電話予約にも対応（8～17 時）
② 予約に応じた区域運行により、最寄りの乗降ポイントから目的地の乗降ポイントまで乗り換えなしで移動
③ 発車時刻を指定することで、乗合率を向上させ、効率的な運行を実施
④ AI による最適なルート選定を行うため、無駄のない配車により、運行経費を削減し、持続可能な運行体制を確保
⑤ 発車時間を増便し、利便性向上による公共交通の満足度を高める

○導入経費等（現在事業者ヒアリング中）

・R6 年度システム導入経費　　500～1,000 万円程度（機能により差が生じる）
・R7 年度以降システム利用料　300 万円程度

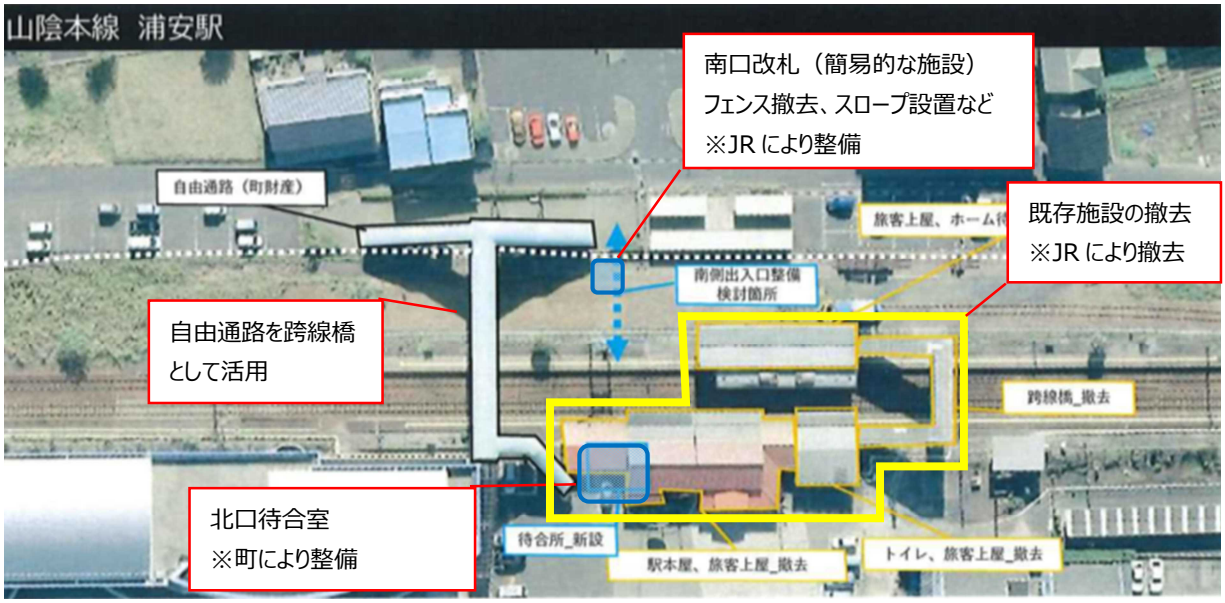
ＪＲ浦安駅の整備方針について

企画政策課

１　浦安駅の整備方針について

浦安駅は跨線橋の劣化が著しく、早急な対応が必要となっている。JR との協議の結果、駅の整備方針について次のとおりとする。

①　JR により既存駅舎、トイレ、跨線橋、ホーム上屋を撤去する。
②　浦安駅の南北に出入口を設置、両側からホームに進入可能とする。
③　北口待合室は町が整備し、南口改札は JR が整備する。
④　南北ホームの移動については、町の自由通路を利用する。
⑤　券売機は、北口待合室に設置する。南口利用者は列車内で購入可能。
⑥　北口待合室については、利用者意見を聴取した上でトイレ等の必要設備を備えた小規模施設を検討。



※　従来、駅入口は１箇所であるが、町が北口を整備し、JR が南口を整備するよう役割を分担することで両側に入口を設置可能

２　覚書の締結

事業実施にあたっては、JR 西日本と整備方針についての覚書を締結予定

３　想定スケジュール（現時点の調整案）

・R6 年４月～　基本設計、ワークショップ
・R6 年９月～　詳細設計
・R7 年１月～　駅舎等の既存施設撤去、南口改札設置工事（JR）
・R7 年４月～　北口待合室設置工事（町）
・R7 年度下期　供用開始

令和５年度上半期移住者数について（報告）

企画政策課

１　調査概要

県では県外移住者数を市町村ごとに調査する「県外からの移住定住者数の状況報告」を半年ごとに実施している。令和５年度上半期（4 月～9 月）分の取りまとめにおいて県内への移住者数が過去最高の 1,002 人。そのうち琴浦町の移住者数が 87 人となり、昨年の上半期移住者数６９人を上回った。

２　調査結果

■琴浦町令和５年度上半期（４～９月）分

７２世帯、８７人　（Ｒ４上半期５８世帯、６９人）

※全県の調査結果は添付の通り

■移住者の傾向

・I ターン 47 世帯、U ターン 25 世帯
・20 代～40 代の子育て世代が多い
・60 代の転入も一定程度あり、U ターンが多い。（退職後の U ターン）
・近畿地方からの転入が多いほか、関東からの移住者も増加傾向
・昨年複数年雇用の外国人が増加したが、今年もその傾向が継続している

（年代別）

年代	人
～10 代	9
20 代	35
30 代	10
40 代	12
50 代	6
60 代	11
70 代	3
80 代	1
合計	87

（転入元地域）

地域	世帯
九州	7
四国	2
中国	12
近畿	24
中部	2
関東	11
東北	0
北海道	1
国外	13
合計	72

■参考（１年間の移住者数の推移）

Ｒ４：１４５世帯、１７０人（前年対比 12%増）
Ｒ３：１１７世帯、１５１人（前年対比 32%増）
Ｒ２：　９０世帯、１１４人（前年対比 6%減）

３　移住者増の原因

・2023 年住みたい田舎ベストランキング全国 1 位で注目度が上昇した
・住居に特化した補助制度の拡充（新築奨励金、空き家活用補助金）
・住民主体の移住者交流活動（ポレポレな暮らし）

県への移住 過去最多

鳥取県の2023年度上半期（4～9月）の県内への移住者数が、722世帯1002人（前年同期比37世帯56人増）で過去最高を更新し、初めて千人の大台に乗った。各市町村の報告を基に県が取りまとめた。コロナ禍で落ち込んだ20年度から3年連続で増加しており、上半期の過去最多だった19年度の984人を超えた。「年間3千人の移住者」を目標に掲げる県の移住促進施策に弾みがついた。（松本紗子）

子育て世代の関心特に高く

これまでの年間最多は21年度の2368人。平井伸治知事が5期目の公約に掲げる「年間3千人」の達成には下半期でさらに2千人の獲得が必要だ。壁は高いものの、県人口減少社会対策課の担当者は「目標達成も遠い話ではなくなった。全国に先駆けて市町村と連携し、こまめな支援や対策をしてきたことが奏功したのでは」と胸を張る。

最も移住者数が多かったのは鳥取市で219人。米子市の181人、倉吉市の122人と続いた。県内19市町村のうち、約7割の2市11町村で前年より移住者数が増えた。

前年比の増加人数でも鳥取市が31人増でトップだった。次いで、米子市と琴浦町が18人増、大山町の11人増が上位だった。減少が自立ったのは、境港市の21人減、湯梨浜町の16人減となった。躍進したのが人口1万6千人の琴浦町。上半期の移住者は72世帯87人で、前年の58世帯69人を大幅に上回った。移住者のうち40代以下が8割を占めており、これまでおよそ半々だったU・Iターンの割合は、Iターン47世帯、Uターン25世帯とIターンが急増している。

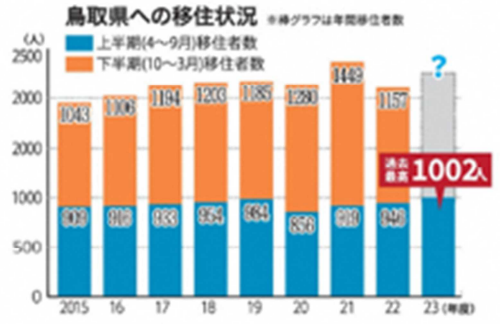
今年1月の「2023年版 住みたい田舎ベストラン キング」（宝島社）で全国1位に輝き、注目度が急上昇。本年度、住居に特化した補助制度を拡充したほか、住民主体の活発な移住者交流もPR。移住相談は、22年度に対面形式に戻した。コロナ禍でオンライン形式だった20、21年度より約50人多い計153人が参加。参加者の6割は40代以下で、県は子育て世代からの関心が高いとみる。

毎冬、東京と大阪である県主催の大規模移住相談会は昨年比2倍以上となった。町担当者は「子育て環境や豊かな自然、安定した働き口など、琴浦の住みやすさを目に止めてもらえた」と手応えを語る。

ただ、コロナ禍前の参加者数にまでは回復しておらず、年間ベースでの移住者数も、コロナ禍の21年度をピークに、22年度は265人減少した。

県はコロナ禍で生じた地方移住への追い風の〝風向き〟を注視。県人口対策社会対策課の担当者は「全国では都心回帰の動きも見え始めているが、上半期の好調な流れを続けたい。引き続き移住の促進を頑張っていく」としている。

本年度上半期、初の千人超え



2023年12月7日　日本海新聞

台中市日南国民中学校来訪について（報告）

企画政策課
教育総務課

１　来訪日程等

目的	東伯・赤碕中と日南中学校の相互交流事業に向けての現地視察・協議
日付	2023 年 11 月 30 日（木）～12 月 2 日（土）
来訪者	台中市日南国民中学校　鄭校長、呉主任
応対者	町長、副町長、教育長、東伯中校長、赤碕中校長、 教育総務課、企画政策課
内容	11/30　移動（台中市⇒桃園空港～岡山空港⇒琴浦町） 12/1　会議、各中学校視察、町内視察（大山乳業、河本家住宅） 12/2　町内視察（塩谷定好写真記念館、物産館ことうら） 移動（琴浦町⇒岡山空港～桃園空港⇒台中市）

２　中学生相互交流事業の内容（概要）

（１）協定の締結について

①　相互交流事業実施にあたり、学校間の交流協定を締結

②　協定時期　2024 年 8 月（琴浦町訪問時に日南国民中学校にて締結）

（２）相互交流事業について

①　実施時期（4 泊 5 日）

東伯・赤碕中学校⇒日南国民中学校 2024 年 7 月 31 日(水)～8 月 4 日(日)

日南国民中学校⇒東伯・赤碕中学校 2025 年 2 月 12 日(水)～2 月 16 日(日)

②　参加人数　中学生 12 人程度、同行職員 3 人程度

初回訪問時は協定締結があるので増員見込み

③　費用負担の考え方

訪問団が相手の中学校に到着するまで、又は出発した後の日程に関する経費は、訪問側の負担。中学校に到着後から出発するまでの学校交流期間中に発生する経費は、受入れ側の負担。ただし、同行職員の宿泊費は、訪問側が負担。



鄭校長、呉主任による表敬訪問



東伯中学校　学校視察の様子

３　中学生相互交流事業計画（案）

（１）スケジュール

R6　1月　募集要項作成

　　派遣生徒募集開始

　3月　派遣生徒決定

　4月　業者選定（4/4 入札）

　　生徒派遣保護者説明会①

　5月　語学講座（派遣までに６回程度実施予定）

　　本町や学校のＰＲスライド等の作成

　7月　生徒派遣保護者説明会②

　　台中市日南国民中学校へ生徒派遣(7/31～8/4)

　9月　校内報告会（各校）

　11月　ホームステイ受入保護者説明会

　12月　学校での受入れ準備開始

R7　2月　**台中市日南国民中学校からの生徒受け入れ(2/12～2/16)**

（２）予算措置

令和６年度当初予算計上予定

・生徒・随行職員等派遣旅費
・ホームステイ受入れ経費
・通訳等経費
・その他

琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改定について

農林水産課

１.「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」とは

○都道府県が定める基本方針に則して、概ね５年ごとに 10 年間を見通して総合的な計画を定めるもの。

○鳥取県が令和５年５月 12 日に基本方針を変更したことに伴い、市町村も見直しを行う。目標年次は令和 10 年。

○認定農業者・新規就農者・集落営農等担い手への集積目標や、認定農業者・新規就農者の認定基準となる経営指標等を示すもの。

○農業委員会・ＪＡの意見照会を経て県に協議を行い、９月 28 日付で同意を得た。

２．琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改定箇所等（修正方針）

◎改定要旨

令和５年４月に施行された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の改正に伴う改正。

◎町基本構想改定箇所（項目）

令和２年（改定前）	令和５年（改定後）	改定事項等（修正方針）
琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって	琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって	**【全体】** 字句修正 実質化された人・農地プラン ⇒ 地域計画
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標	**【全体】**具体的数値目標については、変更をしない。 **【新規就農確保の範囲の追加】** 退職者就農・半農半X
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	**【認定農業者認定基準】** 変更なし **【経営モデル修正】** 現状にあわせ修正
第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営も	第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営も	**【認定農業者認定基準】** 変更なし **【経営モデルの修正】** 現状にあわせ修正

うとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	うとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	
	第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	**【新設】** ①確保・育成の考え方 ②市町村が主体的に行う事項 ③関係機関との連携・役割分担 ④希望者のマッチング、担う者の確保・育成にかかる情報収集・相互提供
第３　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	**【標題変更】**
第４　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	**【追加】** **１地域計画推進事業** ①地域計画協議の場の設定 ②地域計画の区域の基準 ③その他第４条第３項第１号事業について 【修正】 **２利用権設定等促進事業** 字句追加・引用条文等の修正 **３農用地利用改善事業実施単位基準等の設定** 国基本要綱引用条文等の修正 **４農協が行う農作業委託・斡旋の促進等** 地域計画にかかる記載の追加
別紙１、２	別紙１、２	**【修正】** 引用、根拠法令改正に伴う標記の変更

３．今後の見通し

令和６年度　食・農業・農村基本法改正

令和７年度　県基本方針・町基本構想の見直し

農業経営基盤強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和５年９月

琴　浦　町

目　　次

琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって・・・・・・・・・・・　1

第１　　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１　施策展開の方向と目指すべき農業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２　　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
１　農業経営モデル策定の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２　農業経営モデル類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2の2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・　7
１　農業経営モデル策定の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
２　農業経営モデル類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３　　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・　8
１　農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
２　町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
３　関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
４　就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・9

第４　　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地ののの効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・　10
１　農地利用集積シェアの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　推進方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第５　　農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
１　第18条第１項の協議の場の設置の方法、第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準
　その他第４条第３項第１号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項・・・・・・11
２　利用権設定等促進事業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他
　農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業
　の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・19
６　その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第６　　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

別紙１（第５の２(1)⑥関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
別紙２（第５の２(2)関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
別紙３　モデル類型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって

１．趣　旨

琴浦町は鳥取県のほぼ中央に位置し、東は加勢蛇川、洗川、西は勝田川、黒川の流域に沿って水田地帯が開けており、水稲作付けの他、飼料・芝生等の転作作物が作付けされている。また丘陵地帯では梨園、芝生、蔬菜、飼料、施設園芸の普通畑地帯が広がっている。そして標高４００m近くの中山間地域まで農地が広がり耕作が営まれ、また町内全域にわたって畜産（酪農、繁殖・肥育牛、養豚・養鶏等）も多様に取り組まれている。県内有数の農業どころとして、農業は本町の基幹的産業として重要な地位を占めている。

しかし、近年の経済状況の悪化や国際化の進展による農畜産物の価格の低迷、消費者ニーズの多様化など、農業を取り巻く環境は大きく変化する中、本町の農業構造については、農業従事者の減少、高齢化の進展、青年層就農者の減少等による担い手不足などの課題に直面している。

このような問題に対処し、本町の農業を基幹産業として振興していくためには、農業が他産業と遜色ない所得水準となり職業として選択するに足る魅力とやりがいがあり誇りの持てるものとして、その実現に向けて施策を積極的に展開していくことが重要である。

このため、本町の令和１０年（１０年後）の農業構造を展望し、育成すべき経営者能力に優れた効率的かつ安定的な農業経営の指標を定め、これらの農業を営む者に対する農用地の利用集積の目標とこれらを達成するための施策を明らかにするとともに、農業経営基盤強化促進の推進に関する方針について基本構想の見直しを行う。

２　基本構想の位置づけと目標年次

この基本構想は、農業の振興をめざし基幹産業として発展していくために、育成すべき経営者能力に優れた効率的かつ安定的な農業経営の指標と、これらの農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積目標、目標達成のための施策の展開方向を明らかにするものとして、その農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第６条の規定に基づき平成７年に策定され、農業を取巻く環境の変化等の対応するため、５年ごとにその見直しを行っているところであるが、この度の見直しにあっては、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴う改訂を行うことにあわせ行うものである。

基本構想の見直しあたっては、町総合計画及び他の農業関連計画と連携させながら、本町における令和１０年（１０年後）を目標とする農業経営、農業構造の改善目標として作成した。

第１　　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　施策展開の方向と目指すべき農業構造

農業構造の大きな変革の節目が到来している中、農業の競争力を強化し、将来にわたって持続可能なものとするため、国においても農地中間管理機構の創設や新たな経営所得安定対策、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設といった農政の大改革が進められてきたところである。

本町でも、これらの動きを踏まえ、産業としての農業振興と農村社会の維持発展の両面を見据えた施策展開を行っていくことが必要であり、規模の大小を問わず、将来にわたって安定的に産地や地域農業を担うことができる、創意工夫を凝らし経営発展を遂げるたくましい農業者や集落営農組織の育成を基本としつつ、農外からのＩＪＵターン者や企業を含めた様々な者が農業参入し、地域に定着できるような支援体制を構築し、多様な担い手の育成を進めていくこととする。

また、その基礎として農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定に向けた地域での話合いが重要であり、町はこれを積極的に支援し、地域ぐるみで担い手となる農業者や集落営農組織の育成と、さらに、経営規模の拡大等を目指す農家へ農地中間管理事業を活用した農用地の利用集積を促進することにより、担い手農家及び新規就農者等の育成を図り、本町農業の発展に取り組んでいく。

（1）　効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア　個別経営体の育成

認定農業者数は１５６経営体（R2.3 月末）と近年、横ばいで推移しているが、個々の経営を見ると平均経営規模は４．２ha(H25)から５．３ha（R1）に拡大するなど、担い手の規模拡大が着実に進展している。

今後、経営体の規模拡大、経営基盤の強化を一層推進するため町、農業委員会、中部総合事務所農林局、ＪＡ、(公財）鳥取県農業農新担い手育成機構等農業団体が緊密に連携し以下の支援を行うものとする。

○認定農業者の経営状況の自己チェックと結果のフォローアップを町、農業改良普及所等と連携し強力に推進する。

○また、認定農業者制度がより効果的に運用されるよう、地域計画において地域の農業を担う者として位置づけ、農地集積の円滑な推進が図られるよう積極的に働きかける。

○また、条件の整った経営体に対しては積極的に法人化を推進するとともに、農業経営・就農支援センターの活用による経営診断も受けながら農の雇用ステップアップ支援事業の活用や６次産業化の推進による経営基盤の強化を図る。

イ　組織経営体の育成

個別農家の規模拡大など核となる担い手の育成、確保が困難な中山間地域等においては集落ぐるみの営農組織が地域を支える担い手として今後益々、重要な役割を担うこととなる。

本町では従来から、日本型直接支払制度、県単独事業等を活用し地域農業の維持を目的とした集落営農の組織化を推進してきたところである。現在、町内の集落営農組織は１３組織(R1)で横ばいの状態にあり、令和元年度、令和４年度に開催した集落営農組織懇談会において、参加組織から構成員の高齢化などの課題が挙げられた。

今後も、集落営農の組織化推進に向け町、農業委員会、ＪＡ等関係組織や農業改良普及所等の県関係機関の連携の元に以下の取組を行っていくこととする。

○これまで組織化の動きがなかった集落については、国の日本型直接支払交付金等の制度を推進するとともに、県の集落営農組織支援事業等の推進により組織化に向けた集落内の機運の醸成を図る。

○町は組織の継続性や経営基盤の強化のため集落営農の法人化を積極的に推進することとし、新た

に農業経営・就農支援センターにおける経営サポートを活用する。
○なお、集落営農の効率的な経営規模、担い手確保等の面から広域化、組織統合等に係る県外先進事例の実態把握等を行う県の情報を把握し、集落営農の経営基盤強化に向けた支援を行う。

ウ　地域の実情に応じた多様な担い手の育成

農村集落の機能維持や農地管理のためには、一部の効率的かつ安定的な農業経営だけですべてを支えることは困難であり、規模の大小に関係なく地域で安定的に営農を継続するとともに、近隣農家から一部作業を受託するような農家についても積極的にその役割を評価し、支援していく。

また、農作業の受託組織や機械の共同利用などの営農組織も効率的かつ安定的な農業経営の育成母体と位置づけ、組織経営体への発展を支援するものとする。

農作業従事者の高齢化が進む中、スマート農業の導入に関する検討を行い、実証・検証を重ねながら労力軽減と作業効率向上を目指す。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア　新規就農の確保及び育成の現状

本町においては、町、農業委員会、ＪＡ、農業改良普及所を就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する就農促進のための拠点として位置づけ、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、農業大学校との連携と情報共有により将来の農業担い手を育成する体制を構築してきた。

特に、地域になじみのないＩＪＵターン者が増加する中での農地のあっせんを円滑に進めるにあたり、農地・担い手行政の一体的な推進が重要であることから、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構を中心として、農業委員会、ＪＡ、農業改良普及所、農業大学校等との関係機関の連携体制を強化し、取組みをすすめたところである。

そのような中、新規就農者が確実に地域に定着し、担い手として経営発展に至るためには優れた技術と経営ノウハウを持つ指導農業士等の先進農家での実践的な研修やアドバイスが重要であり、これらの農家との協力体制構築、実践研修等の受入体制充実を図った結果、令和元年度よりＪＡ琴浦ミニトマト生産部において町独自の研修制度を開始。これまで大阪府、京都府などから３人が研修制度を活用しミニトマト及びスイカの施設栽培について学び、そのうち２人が独立就農に至り、初年度から目標を大きく上回る収量を達成するなど成果を挙げている。令和４年度にはＪＡ琴浦梨生産部、令和５年度からはＪＡ琴浦ブロッコリー生産部による研修が開始するなど、着実に研修の品目を拡大し、就農を目指した研修が受けられるようＪＡ各生産部での受入・指導体制の構築を行った。今後は、法人による委託型の研修制度の実施などを含め、さらなる制度の充実を図りながら次代の担い手確保を目指していく。

また、親元就農については、確実な定着が見込まれる就農タイプであり、親の経営力向上、家族経営協定の締結による家族内の役割分担の整理、子への継承までのステップの明確化等、独立就農とは異なる支援を要するが、関係機関との役割分担、連携によって着実に推進していくこととする。

イ　新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本町の新規就農の状況については、独立自営就農者について（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構で実施しているアグリスタート研修の充実等もあり、年平均２人程度が新規就農している状況である。

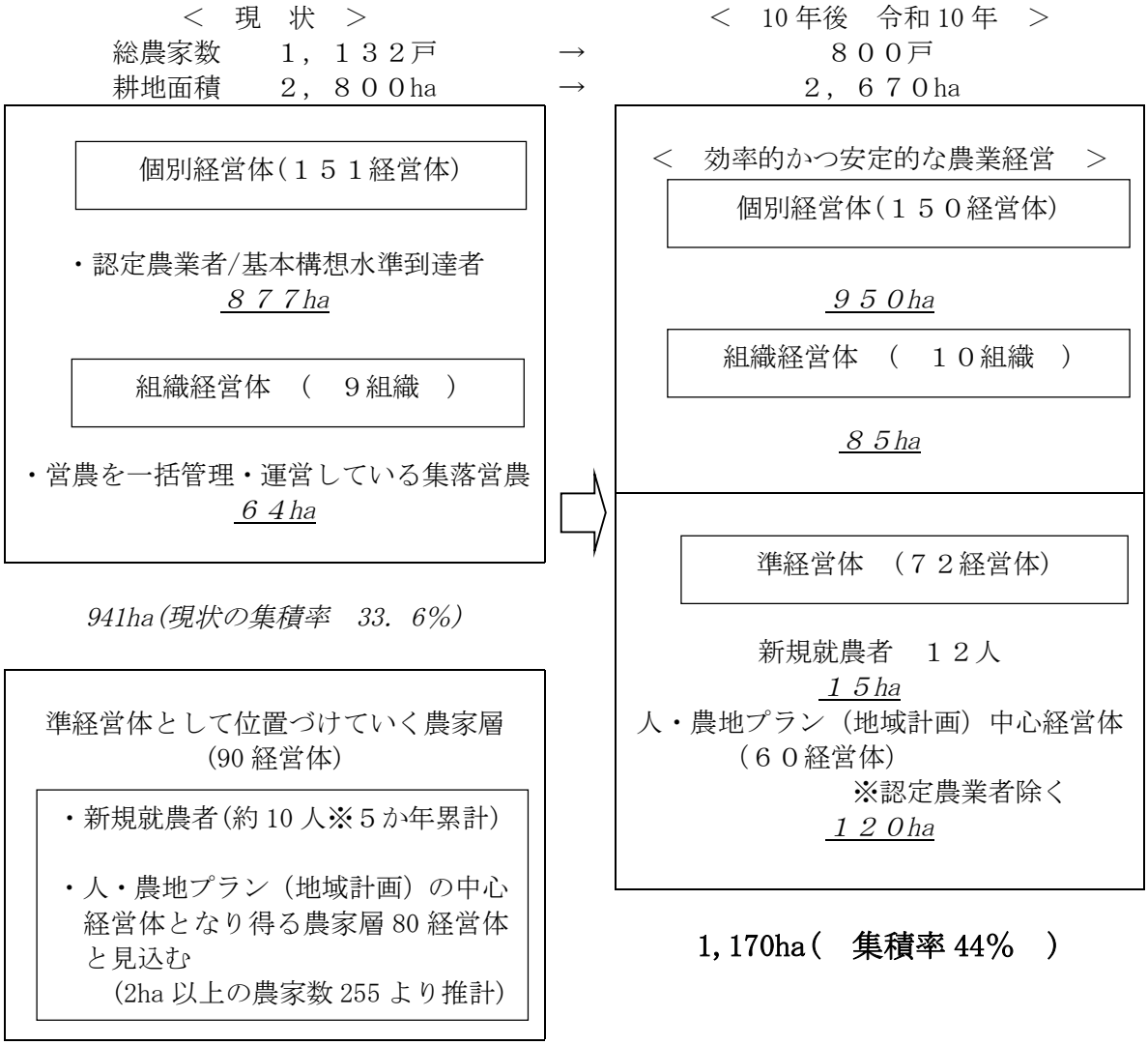
こうした中、新規就農し定着する４０代以下の農業者を倍増させるという国の新規就農者の確保・定着目標等も踏まえ、本町農業の持続的な発展に向け、新規就農者（独立自営就農者）を年間３人程度確保することを目標と見込む。

なお、本町においては４５歳以上６５歳未満の中高年齢者及び退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者といった新たな形での農業経営を営もうとする者について

も、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、広く積極的に支援の対象とし、必要な支援を講じるものとする。

（3）目指すべき農業構造の姿

１０年後（令和１０年）の本町の農業構造を展望した時、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードをしていくような個別農家や農業法人、地域ぐるみで農業を担う集落営農型組織経営体が育つ一方、高齢化や後継者の不在等により経営規模を縮小、離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営の育成とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、実現に向けて施策誘導を図っていく。



[参 考]

○今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、目標の達成状況を進捗管理していくため次のとおり位置づける。

個別経営体　　認定農業者(※)＋基本構想水準到達者
（根拠：認定農業者、担い手の農地利用集積状況調査　農林水産省）
※集落営農法人を含む

組織経営体　集落内の営農を一括管理・運営する集落営農
（根拠：集落営農実態調査　農林水産省）

準経営体　　認定新規就農者＋人・農地プラン（地域計画）に位置づけられた中心経営体(個別経営体、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く）

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

１．農業経営モデル策定の基本的考え方

（１）第１章で示した経営体育成のため、目標とするモデルとして策定したものである。

（２）経営モデル設定の前提条件として、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得を考慮し、それらと同等の水準を達成しうる農業経営を基本に実際に営まれている代表的経営事例を踏まえて策定している。

目標とする水準	年間労働時間	・主たる農業従事者一人当たりの年間労働時間　概ね１，９００時間
	年間農業所得	・主たる農業従事者一人当たり　概ね３８０万円

（３）試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上を図り機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

２．農業経営モデル類型

（１）経営モデルは、本町において実際に取り組まれている経営事例を参考にしている。

（２）経営モデルの適用については本町全域について実際に取り組まれている経営事例をベースにしている。

（３）設定した農業経営モデル類型

個別経営体１３類型、集落営農組織への発展をふまえ組織経営体を１類型に設定した。なお、個々の経営モデルについては別紙３として添付した。

個別農業経営：１３類型

ＮＯ	経　営　類　型	作　　目	効率的かつ安定的な農業経営
1	果樹型	梨	16
2	果樹・野菜型	梨、ブロッコリー	7
3	芝・野菜型	芝、ブロッコリー	25
4	露地野菜型Ⅰ	白ねぎ	6
5	露地野菜型Ⅱ	ブロッコリー、スイートコーン	14
6	施設野菜型	スイカ、ミニトマト	21
7	水稲・野菜型	水稲、ブロッコリー	5
8	繁殖和牛型	繁殖和牛	9
9	酪農型Ⅰ	乳牛（つなぎ）	13
10	酪農型Ⅱ	乳牛（フリーストール）	23
11	肥育牛(肥育)型	肉用牛	6
12	ブロイラー型	ブロイラー	2
13	養豚型	豚（繁殖肥育一貫）	4
		小　計	151

法人・生産組織経営：１類型

ＮＯ	経　営　類　型	作　　目	効率的かつ安定的な農業経営
1	集落営農型	水稲、大豆	9
		小　計	9
		合　計	160

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

１．農業経営モデル策定の前提

(1)経営モデル設定の基本的考え方

就農５年後に達成すべき所得目標として、本町における効率的かつ安定的な農業経営の目標とする水準を考慮し、概ね８割程度(主たる農業従事者当たり概ね３００万円以上)を達成しうる農業経営を基本に、実際に営まれている経営事例を踏まえて策定した。

目標とする水準	年間労働時間	・主たる農業従事者一人当たりの年間労働時間 概ね１，９００時間
	年間農業所得	・主たる農業従事者一人当たり　概ね３００万円

（2）試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上を図り機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

２．農業経営モデル類型

（1）経営モデルは、本町において実際に取り組まれている経営事例を参考にしている。

（2）経営モデルの適用については本町全域について実際に取り組まれている経営事例をベースにしている。

（3）設定した農業経営モデル類型

個別経営体４類型に設定した。なお、個々の経営モデルについては巻末に参考資料として添付した。

新規就農経営：４類型

ＮＯ	経　営　類　型	作　　目	効率的かつ安定的な農業経営
1	果樹型	梨	2
2	露地野菜型Ⅰ	白ねぎ	2
3	露地野菜型Ⅱ	ブロッコリー	3
4	施設野菜型	スイカ、ミニトマト	2
		小　　計	9

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の特産品であるミニトマト、梨、ブロッコリーなどの農畜産物を安定的に生産し、町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及所、ＪＡ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、県内外を問わず職業としての農業の魅力等を就農フェアなどの就農相談、体験ツアーなどの機会やインターネットなどの広報媒体を活用して発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、新規就農担当部署だけでなく移住定住担当部署、住宅対策担当部署など庁内連携を図るとともに、農業委員会、農業改良普及所、ＪＡなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、県外から地域おこし協力隊などの制度を活用して研修を受ける研修期間中の生活拠点となる宿泊研修施設の維持管理、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うため町に就農コーディネーターを設置するとともに、町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農コーディネーターは必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、農業改良普及所、農業委員会、ＪＡ、ＪＡ生産部、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 鳥取県農業会議、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4　就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業改良普及所、ＪＡ等関係団体と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、ＪＡ等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　農地利用集積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェアの目標
１，１７０ha	概ね４４％

２　推進方針

農用地の利用集積については従来から農業委員会によるあっせんや農地利用集積円滑化事業等により町内での利用調整が行われ、取り組みの成果を上げてきたところである。

しかしながら、第１で示す農業構造を実現するためには、認定農業者や集落営農法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営の育成とともに、それらの多様な担い手へ年間２３ha の農地集積が必要となり、従来どおりの推進手法だけでは実現は困難である。

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分解錯圃の解消による農地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にしながら農地中間管理事業を最大限に活用していくものとする。

また、事業推進に当たっては、地域内の分散錯圃を整理し、作目別の団地化を進め、担い手の生産コスト削減を念頭に農地集積と農地利用の集約化を図ることが重要となる。

このため、町、農業委員会、を中心に中部総合事務所農林局、ＪＡ、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、土地改良区等との密接な連携のもと、人・農地チーム会議等を活用し推進方策、モデル地区等を定め、それぞれの機関が必要な役割を担いながら強力に推進する体制を構築する。

農業者の高齢化等により遊休農地が増えてきている中、担い手が規模拡大に向けて農地を求める声もある。農地中間管理機構関連農地整備事業等有利な補助事業を活用して、区画整理や道排水施設の整備を行い、担い手の耕作条件を整備するとともに遊休農地の拡大防止及び荒廃の防止を図る。

３　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営体が規模拡大を行う上にも、機械の大型化や管理の省力化に対応した新たな基盤整備、安定した栽培体系の確立等に必要な畑地帯かんがい排水整備などが不可欠であり、また既存の土地改良施設の老朽化への対応や日常の維持管理への対応した事業展開（中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業）などにより、地域全体での農業基盤の保全活動を実施し、農地集積に伴う経営体への負担を軽減するなど、多角的な地域での支援体制を確立する。

近年では、気象条件が変化してきたことにより、多くの作物でかん水施設の整備を望む声が上がっている。整備済みでありながら未利用の農地を活用できるよう集約化を含めた調整を図るほか、土地改良区等関係機関とも連携を取りながら要望を把握し、必要に応じて補助事業を活用した整備を進めていく。

また、経営体への優良農地を確保するためにも、耕作放棄地対策や農業振興地域の策定などと連携させて実施する。

なお、過去の交換や売買の後に登記が行われず権利関係が不明瞭な農地があるなど、地図混在地域も存在している。これらの地域は、担い手への集積や基盤整備事業を計画する際に大きな障壁となっている。地籍調査事業のさらなる推進によって、地図混在状態を解消していくことが期待されている。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第６「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の２の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や多様な農業者の経営展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　地域計画推進事業
②　利用権設定等促進事業
③　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
④　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
⑤　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　平坦部の下郷・浦安・八橋・赤碕・安田・成美地区においては、ほ場整備事業はほぼ完了しており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に町農業委員会の主体的な取り組みによって担い手農業者が連担的な条件の下で効率的な生産が行なえるよう努める。

イ　中山間地域の上郷・古布庄・以西地区においては、中山間地域等直接支払制度の活用により耕作放棄地の解消に努める。

本町は、特定農業法人（団体）制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人（団体）制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　第18条第１項の協議の場の設置の方法、第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

（１）第18条第１項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、区域内で営農する担い手、区域内を担当する農業委員又は農地利用最適化推進委員、地区役員、土地改良区、中部総合事務所農林局と調整し設定することとし、開催に当たっては、農業関係の集まりを積極的に活用するとともに、必要に応じて町報、ホームページなど広報媒体を活用し周知を図る。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

協議の場においては、次の各号に掲げる事項について協議を行い、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

【協議すべき事項】

①　地域計画の区域
②　区域における農業の将来のあり方
③　②に掲げる事項に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
④　③に掲げる目標を達成するために取るべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

（２）第19条第１項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行わ

れている区域及び工程表で定めた区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（３）その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、中部総合事務所農林局・農業委員会・（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

２　利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)、(ｳ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ｱ)　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(ｲ)　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ｳ)　その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(ｴ)　所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、新規就農者等が農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者とする。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ｱ)から(ｳ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)及び(ｳ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農

用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和22年法律第132 号）第10条第２項に規定する事業を行う協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第３条第３項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）第７条第１項に掲げる農地中間管理機構の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

⑦　農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

①　本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させるものとする。

②　本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。

ア　当該開発事業の実施が確実であること。

イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

①　本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

②　本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

（５）申出及び要請

①　農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②　本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

①　本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

②　本町は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④　本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
(ｱ) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
(ｲ) 原状回復の費用の負担者
(ｳ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
(ｴ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同　　意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公　　告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の内(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

（2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（概ね１以上の集落）とするものとする。なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができる。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利

用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に関わるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知　最終改正：令和５年４月１日付け４経営第 3216 号）様式第６－１号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第３項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のウに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア　②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

①　(5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地改善事業の指導、援助

①　本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

②　本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援が行われるように努める。

4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての啓発

エ　農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組んでいく必要がある。このため、先進的な法人経営体等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営体を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業協同組合が農業人財紹介センターで取り組んでいる求人・求職のマッチング機能との連携を図るとともに、農業従事の態様等の改善に取り組むものとする。

６　その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

（１）農用地の利用度の向上

本町は、不作付地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

（２）関連施策の推進

本町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

このほか、本町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（３）推進体制等

①　事業推進体制等

本町は、農業委員会、中部総合事務所農林局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとな

るよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第６　そ　の　他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

１　この基本構想は、令和５年９月　　日から施行する。

別紙１（第５の２（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設のように供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は用畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２） 農業協同組合法第72条の10第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の２（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
１．存続期間は３年以上（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年以上とすることが相当でないと認められる場合には、３年以上と異なる存続期間とすることができる。 ２．残続期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	１．農地については、農業委員会が地域の実勢賃借料を提供し、当事者が当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２．採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３．開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４．借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
１．借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 ２．１の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３．借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Ⅰの①に同じ。	１．混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事業者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 ２．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 ３．開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	
Ⅰの①に同じ。	１．作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 ２．１の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。

③所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

琴浦町営農モデル類型

番号 経営形態	モデル類型(琴浦町)
1 <個別経営体>	果樹 型(梨)
2 <個別経営体>	果樹・野菜 型(梨・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)
3 <個別経営体>	芝・野菜 型(芝・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)
4 <個別経営体>	露地野菜 型 Ⅰ(白ねぎ)
5 <個別経営体>	露地野菜 型 Ⅱ(ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ、ｽｲｰﾄｺｰﾝ)
6 <個別経営体>	施設野菜 型(ｽｲｶ、ﾐﾆﾄﾏﾄ)
7 <個別経営体>	水稲・野菜 型(水稲・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)
8 <個別経営体>	繁殖和牛 型
9 <個別経営体>	酪農 型 Ⅰ(つなぎ)
10 <個別経営体>	酪農 型 Ⅱ(ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ)
11 <個別経営体>	肥育牛 型
12 <個別経営体>	ブロイラー 型
13 <個別経営体>	養豚 型
14 <組織経営体>	集落営農 型
15 <新規就農>	果樹 型(ﾓﾃﾞﾙ園)
16 <新規就農>	露地野菜 型 Ⅰ(白ねぎ)
17 <新規就農>	露地野菜 型 Ⅱ(ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)
18 <新規就農>	施設野菜 型(ｽｲｶ、ﾐﾆﾄﾏﾄ)

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　1　果樹 型(梨)

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入することにより、労力分散・生産安定を図った果樹主体の経営とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働力
水田　0 a	梨 おさｺﾞｰﾙﾄﾞ	30 a	4,536	631	
畑　0 a	梨 G20ﾊｳｽ	15 a	3,900	1,900	2.0 人
樹園地　105 a	梨 新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ有袋	20 a	3,850	1,522	
ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	1,540	456	
	梨 王秋	20 a	5,400	2,416	
	梨 秋栄	10 a	1,170	195	
					1人当り 労働時間 1,346 時間
	＜計＞	105	20,396	7,120	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	50 ㎡	【経営管理の方法】
車庫・格納庫	金属3～4mm	6 ㎡	・複式簿記記帳及び経営分析により、梨
ポンプ舎	鉄骨	1 ㎡	の作型･品種の部門別収支を点検するとと
給水パイプ	50mm	800 m	もに、新品種及び市場の動向に配慮して
貯水槽	ｺﾝｸﾘｰﾄ	1 m3	経営計画を立てる。
梨　棚	鉄柱鉄線	75 a	
梨大型ハウス		15 a	
梨　ｼﾞｮｲﾝﾄ網掛棚	鉄柱ｼﾞｮｲﾝﾄ棚	30 a	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
深耕ロータリー	直装3P	1 台	
ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚﾔｰ	1000ﾘｯﾙ	1 台	
揚水ポンプ	50mm	1 台	
ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ:自走	6ps	1 台	
運搬車	5ps･500kg	1 台	
温風暖房機	2000kcal	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
なし樹	おさｺﾞｰﾙﾄﾞ	30 a	
なし樹	ｺﾞｰﾙﾄﾞ20	15 a	
なし樹	新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	20 a	【農業従事の態様】
なし樹	秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇
なし樹	王秋	20 a	用の確保により、過重労働を軽減する。
なし樹	秋栄	10 a	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　2　果樹･野菜 型(梨･ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入し、ブロッコリー(秋冬)を加えて、労力分散・生産安定を図った果樹中心の複合経営で、ブロッコリーは選果場出荷とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a	梨 おさｺﾞｰﾙﾄﾞ	20 a	3,024	416	
畑　100 a	梨 G20ﾊｳｽ	15 a	3,900	1,904	2.0 人
樹園地　90 a	梨 新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ有袋	20 a	3,850	1,500	
ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	1,540	492	
	梨 王秋	15 a	4,050	1,796	
	梨 秋栄	10 a	1,170	226	
	ﾌﾞﾛｯｺﾘ 秋冬	100 a	3,045	737	
					1人当り 労働時間 1,741 時間
	＜計＞	190	20,579	7,070	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	50 ㎡	【経営管理の方法】
車庫・格納庫	金属3～4mm	6 ㎡	・複式簿記記帳及び経営分析により、梨の作型･品種および野菜の部門別収支を点検するとともに、新品種及び市場の動向に配慮して経営計画を立てる。
ポンプ舎	鉄骨	1 ㎡	
給水パイプ	50mm	800 m	
貯水槽	ｺﾝｸﾘｰﾄ	1 m3	
梨　棚	鉄柱鉄線	60 a	
梨大型ハウス		15 a	
梨　ｼﾞｮｲﾝﾄ網掛棚	鉄柱ｼﾞｮｲﾝﾄ棚	30 a	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
深耕ロータリー	直装3P	1 台	
ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚﾔｰ	1000ﾘｯﾄﾙ	1 台	
揚水ポンプ	50mm	1 台	
ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ:自走	6ps	1 台	
運搬車	5ps･500kg	1 台	
温風暖房機	2000kcal	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
なし樹	おさｺﾞｰﾙﾄﾞ	20 a	【農業従事の態様】
なし樹	ｺﾞｰﾙﾄﾞ20	15 a	・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
なし樹	新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	20 a	・梨、ブロッコリーともにJA選果場を利用する。
なし樹	秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	
なし樹	王秋	15 a	
なし樹	秋栄	10 a	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　3　芝・野菜 型(芝・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)

【モデルの特徴】

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがい施設を効率的に利用し、芝、ブロッコリー(秋冬)を基幹作物とし、作型の組み合わせにより労力分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　1000 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	芝 ﾌﾞﾛｯｺﾘ 初夏 ﾌﾞﾛｯｺﾘ 秋冬	750 a 50 a 200 a	27,600 1,504 6,090	1,932 389 1,534	2.0 人 1人当り 労働時間 1,705 時間
	＜計＞	1,000	35,195	3,855	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	30 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	300ﾘｯﾄﾙ	1 台	
全自動移植機	2.9ps	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
芝刈機（頭刈モア）	8.5ps	1 台	
芝掃除機（ｽｲｰﾊﾟｰ）	8.5ps	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　4　露地野菜 型 Ⅰ(白ねぎ゛)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、白ねぎを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　170 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	白ねぎ夏 白ねぎ秋冬 白ねぎ春	50 a 110 a 40 a	5,820 12,177 3,856	1,009 2,643 141	2.0 人 1人当り 労働時間 1,892 時間
	＜計＞	200	21,853	3,793	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	30 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、作型別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
土寄機(ねぎ)	6ps	2 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
皮剥機ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ	電動式	2 式	
自動結束機	電動式	2 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　5　露地野菜 型 Ⅱ (ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ、ｽｨｰﾄｺｰﾝ)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、基幹作物としてのブロッコリーの作型多様化と、スィートコーンとの組み合わせにより、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　200 a 畑　400 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	ﾌﾞﾛｯｺﾘ 初夏 ﾌﾞﾛｯｺﾘ 秋冬 ｽｨｰﾄｺｰﾝ	200 a 400 a 60 a	6,017 12,181 1,630	1,311 2,343 169	2.0 人 1人当り 労働時間 1,854 時間
	＜計＞	660	19,828	3,823	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	25 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
車庫・格納庫	木造	3 ㎡	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
全自動移植機	2.9ps	1 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	300ﾘｯﾄﾙ	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　6　施設野菜 型(ｽｲｶ、ﾐﾆﾄﾏﾄ)

【モデルの特徴】

水田転換畑･畑のハウスを効率的に利用し、ミニトマト(半促成、抑制)を基幹作物として、スイカを組み合わせて、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　30 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	ｽｲｶ　ﾊｳｽ ﾐﾆﾄﾏﾄ(半促成) ﾐﾆﾄﾏﾄ(抑制)	18 a 12 a 18 a	2,635 3,917 5,886	967 1,193 1,632	2.0 人 1人当り 労働時間 1,443 時間
	＜計＞	48	12,438	3,792	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	25 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
パイプハウス	6m	30 a	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	20ps	1 台	
ロータリー	140cm	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
運搬車(ｸﾛｰﾗ)	4.2PS	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
土壌消毒機	2条	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　7　水稲・野菜 型(水稲・ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)

【モデルの特徴】

水稲は、基幹作業のうち田植とコンバイン収穫を中心に作業受託も行い、機械装備の効率的活用を図る。あわせて、ブロッコリー(秋冬)を栽培し、共同選果場を利用しながら収益の向上を図る。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　600 a	主食用米(自作)	200 a	2,367	524	
畑　400 a	主食用米(小作)	200 a	2,367	319	1.0 人
樹園地　0 a	飼料用米	200 a	2,041	149	
ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	ﾌﾞﾛｯｺﾘ 秋冬	400 a	12,181	2,119	
	水稲耕耘	150 a	102	4	1人当り
	代かき	500 a	340	40	労働時間
	機械田植	1,000 a	680	97	1,955 時間
	水稲ｺﾝﾊﾞｲﾝ刈	1,000 a	1,630	860	
	＜計＞	3,650	21,709	4,114	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造ﾓﾙﾀﾙ	50 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・農業機械のうち大型農業用機械（トラクター、田植え機、乗用管理機、自脱型コンバイン）については、事業活用により1/2補助で導入するものとする。 ・飼料用米の粗収益には、経営安定対策の交付金を含む。
軽トラック	660cc	1 台	
トラック	1t	1 台	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	40ps	0.5 台	
ロータリー	180cm	1 台	
代かきハロー	260cm	1 台	
田植機:側条	6条	0.5 台	
動力散布機背負	26ﾘｯﾄﾙ	1 台	
乗用管理機	500ﾘｯﾄﾙ	0.5 台	
自脱コンバイン	4条､ｸﾞﾚﾝ	0.5 台	
管理機	3.5ps	1 台	
全自動移植機	2.9ps	1 台	
			【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　8　繁殖和牛 型

【モデルの特徴】

畜産団地で効率的な飼養管理を行い、繁殖和牛の多頭化を図るとともに、共同で粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図る。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (頭)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　100 a 畑　400 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a 繁殖和牛　40 頭	繁殖和牛（成牛） 飼料作物	40　頭 500　a	24,174	6,282	2.0　人 1人当り 労働時間 2,008　時間
	＜計＞	540	24,174	6,282	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
牛舎	木造	320 ㎡	【経営管理の方法】
車庫・格納庫	木造	50 ㎡	・複式簿記記帳の実施により、経営分析及び見直しを図る。
堆肥舎	木造	100 ㎡	・粗飼料生産を共同で行うことで、低コスト生産に努める。
軽トラック	660cc	1 台	・飼養管理の徹底により、１年１産を目指し、経営の安定を図る。
ダンプ	2t	1 台	
ホイルローダ	23ps	1 台	
飼料用ｶｯﾀｰ	3.5ps	1 台	
パソコン	ﾉｰﾄ	1 台	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	35ps	0.3 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	300ﾘｯﾄﾙ	0.3 台	
ロールベーラ	120cm	0.3 台	
ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞﾏｼｰﾝ	120cm	0.3 台	
ロータリー	160cm	0.3 台	
ﾍﾞｰﾙｸﾘｯﾊﾟ	160cm	0.3 台	
ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞ	1.5t	0.3 台	
テッダーレーキ	300cm	0.3 台	
モアー	125cm	0.3 台	
黒毛和種	繁殖	40 頭	【農業従事の態様】 ・休日制を導入する。

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　9　酪農 型 Ⅰ(つなぎ)

【モデルの特徴】

共同またはコントラクター組織により粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図るとともに、乳牛飼養管理を徹底し、酪農経営の安定を目指す。また、規模拡大に合わせた家畜排泄物の適正な処理を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産乳量 (ｔ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　800 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a 搾乳牛　40 頭	搾乳牛 飼料作物 イタリアン 飼料用ﾄｳﾓﾛｺｼ	323 t 1,600 a	44,931	7,996	2.0 人 1人当り 労働時間 2,024 時間
	＜計＞	1,923	44,931	7,996	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
牛舎	木造	484 ㎡	【経営管理の方法】
堆肥舎	鉄骨ｽﾚｰﾄ	375 ㎡	・複式簿記記帳の実施により、財務管
牛舎	木造	300 ㎡	理、資金管理を徹底し、計画的な経営を
サイロ	100立米	4 基	実践する。
車庫・格納庫	木造	150 ㎡	
事務所	木造	50 ㎡	
ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ	1000ﾘｯﾄﾙ	1 基	
ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ	50C4ﾕﾆｯﾄ	1 ｾｯﾄ	
ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ		50 頭	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	35ps	1 台	
ダンプ	2t	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
乳牛	搾乳	40 頭	
ディスクプラウ	4連	0.20 台	
ﾃﾞｨｽｸﾊﾛｰ	60ps用	0.20 台	
ロータリー	220cm	0.20 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	600ﾘｯﾄﾙ	0.20 台	
ライムソワー	250ﾘｯﾄﾙ	0.20 台	【農業従事の態様】
ｺｰﾝﾌﾟﾗﾝﾀｰ	4条	0.20 台	・休日制を導入する。
ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔｰ	520ﾘｯﾄﾙ	0.20 台	・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇
ｺｰﾝﾊｰﾍﾞｽﾀ	1条	0.20 台	用の確保により、過重労働を軽減する。
ｶﾙﾁﾊﾟｯｶｰ	250cm	0.20 台	
テッダーレーキ	300cm	0.20 台	
ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞﾏｼｰﾝ	120cm	0.20 台	
ﾍﾞｰﾙｸﾘｯﾊﾟ	160cm	0.20 台	
ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞ	3.3t	0.20 台	
ロールベーラ	120cm	0.20 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　10　酪農 型 Ⅱ(ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ)

【モデルの特徴】

共同またはコントラクター組織により粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図るとともに、乳牛飼養管理を徹底し、酪農経営の安定を目指す。また、規模拡大に合わせた家畜排泄物の適正な処理を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産乳量 （ｔ）	粗収益 （千円）	所得 （千円）	家族労働力
水田　600 a 畑　600 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a 搾乳牛　100 頭	酪農ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ 飼料作物 （飼料用ﾄｳﾓﾛｺｼ）	950　t 1,200　a	117,500	11,036	2.0　人 1人当り 労働時間 2,139　時間
	＜計＞	2,150	117,500	11,036	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
牛舎:ﾌﾘｰｽﾄｰﾙ	鉄骨ｽﾚｰﾄ	1800 ㎡	【経営管理の方法】
ﾐﾙｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾗｰ舎	ｽﾚｰﾄ	300 ㎡	・複式簿記記帳の実施により、財務管
育成牛舎	鉄骨ｽﾚｰﾄ	500 ㎡	理、資金管理を徹底し、計画的な経営を
事務所	金属3mm下	80 ㎡	実践する。
作業場・倉庫	金属3mm下	400 ㎡	
堆肥舎	木造	200 ㎡	
堆肥発酵舎	鉄骨ｽﾚｰﾄ	620 ㎡	
サイロ	100立米	5 基	
パーラー排水浄化槽	地下式	1 基	
搾乳施設機器	パーラー方式	1 式	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	100ps	2 台	
TMRミキサー	12立米	1 台	
ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞ	3.3t	1 台	
ﾘﾊﾞｰｼﾌﾞﾙﾌﾟﾗｳ	4連	1 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	600ﾘｯﾄﾙ	1 台	
ロータリー	220cm	1 台	
ｺｰﾝﾌﾟﾗﾝﾀｰ	4条	1 台	
ｶﾙﾁﾊﾟｯｶｰ	250cm	1 台	
ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔｰ	520ﾘｯﾄﾙ	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	【農業従事の態様】
パソコン	ﾉｰﾄ	1 台	・休日制を導入する。
ダンプ	2t	1 台	・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇
軽トラック	660cc	1 台	用の確保により、過重労働を軽減する。
フォークリフト	2t	1 台	
ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ	畜産仕様	1 台	
乳牛	搾乳	120 頭	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　11　肥育牛 型

【モデルの特徴】

安定した高品質牛肉を生産する家族経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 （ａ）	粗収益 （千円）	所得 （千円）	家族労働力
肥育牛　300 頭 （黒毛和種）	肥育牛販売 （黒毛和種）	189　頭	236,616	12,818	2.0　人 1人当り 労働時間 2,172　時間
	＜計＞	189	236,616	12,818	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
畜舎 堆肥舎 農具舎 ホイルローダー ダンプトラック 軽トラック	鉄骨スレート 3,150㎡ 鉄骨スレート　600㎡ 鉄骨スレート　200㎡ 0.4㎥ ２ｔ ４WD		【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 ・肥育成績の検討を行い肥育成績の向上を図り、肥育経営の安定を目指す。 【農業従事の態様】 ・家族２人労力での経営で、地元産稲わらを利用する。

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　12　ブロイラー 型

【モデルの特徴】

畜産団地で、効率的飼養管理を行い、安定したブロイラー経営を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	出荷羽数 (千羽)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　0 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a ﾌﾞﾛｲﾗｰ　50 千羽 (常時飼養羽数)	ブロイラー	300　千羽	121,245	6,445	2.0　人 1人当り 労働時間 1,854　時間
	＜計＞	300	121,245	6,445	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
軽トラック	660cc	1 台	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 ・産肉成績の分析を行うことで、飼養管理の改善を行い、ブロイラー経営の安定を図る。 【農業従事の態様】 ・休日制を導入する。 ＜その他＞ ・販売業者が生産･加工･流通･販売の一貫体制を整備し、有利販売に努めている。
動力噴霧機	6ps	1 台	
ホイルローダ	23ps	1 台	
パソコン	ﾉｰﾄ	1 台	

別紙３

〈家族農業経営〉

モデル類型　13　養豚 型

【モデルの特徴】

疾病の発生を防止するとともに、繁殖成績・肥育成績の向上に努め、経営の安定を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	出荷頭数 (頭)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　0 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a 母豚　70 頭	養豚繁殖肥育一貫	1,729　頭	63,674	7,812	2.0　人 1人当り 労働時間 2,077　時間
	＜計＞	1,729	63,674	7,812	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
繁殖豚舎	高床式分娩房	1 棟	【経営管理の方法】
子豚肥育豚舎	発酵床	1 棟	・複式簿記記帳の実施により、財務管
浄化槽	活性汚泥	1 基	理、資金管理を徹底し、計画的な経営を
堆肥舎	木造	150 ㎡	実践する。
自動給餌装置	コンベア式	1 式	・繁殖成績･肥育成績の分析を行うことで
給餌器	ｳｴｯﾄﾌｨｰﾀﾞｰ	1 式	飼養管理の改善を図り、養豚経営の安定
ｶﾞｽﾌﾞﾙｰﾀﾞｰ	子豚保温用	1 式	を図る。
動力噴霧機	6ps	1 台	・糞尿は、農協堆肥センターにて処理し
豚衡器	出荷豚用	1 台	堆肥化する。
高圧洗浄機	ｽﾁｰﾑ機能	1 台	
ボブキャット	堆肥調整用	1 台	
パソコン	ﾉｰﾄ	1 台	
ダンプ	2t	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
豚	繁殖雌	70 頭	
豚	種雄	6 頭	
			【農業従事の態様】
			・休日制を導入する。

別紙３

〈法人・生産組織〉

モデル類型　14　集落営農 型

【モデルの特徴】

集落営農組織で機械を装備し、水稲(主食用米及び飼料用米)と大豆の生産を行う。基幹作業のうち、大豆のコンバイン収穫・乾燥調整は、JAへ委託する。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 （ａ）	粗収益 （千円）	所得 （千円）	労働力
水田　2200 a	主食用米(早生品種)	700 a	8,344	2,107	
畑　0 a	主食用米(中生品種)	700 a	8,344	2,107	4.0 人
樹園地　0 a	飼料用米	500 a	5,104	593	
ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	大豆（サチユタカ）	300 a	2,534	138	
					1人当り 労働時間 1,135 時間
	＜計＞	2,200	24,325	4,944	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	50 ㎡	【経営管理の方法】
車庫・格納庫	木造ﾓﾙﾀﾙ	70 ㎡	・会計は一元化されている。財務管理、資金管理を徹底し、計画的な組織運営を
育苗ハウス	6m	6 a	実践する。
軽トラック	660cc	3 台	・大豆および飼料用米の粗収益には、経営安定対策の交付金を含む。
トラック	1.5t低床	1 台	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	38ps	1 台	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	54ps	1 台	
ロータリー	180cm	1 台	
ロータリー	200cm	1 台	
代かきハロー	200cm	1 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	300ﾘｯﾄﾙ	1 台	
畦塗機		1 台	
水稲播種機	200箱/h	1 台	
水稲育苗機	240箱	1 台	
田植機:側条	6条	2 台	
自脱コンバイン	4条､ｸﾞﾚﾝ	2 台	
乾燥機:循環	3t	3 台	
籾摺り機	1t/h	1 台	【農業従事の態様】
米選機	2t/h	1 台	・作業は計画的に実施し、労賃は、賃金または従事分量配当で支払う。
自動計量器	2.4t/h	1 台	
草刈り機	1.7ps	3 台	・基幹的なオペレータは４人とし、その他は日常管理や補助的な作業を行う。
播種機ﾛｰﾀﾘｰｼｰﾀﾞｰ	4条	1 台	
サブソイラー	振動30ps	1 台	
ﾛｰﾀﾘｰｶﾙﾁ	3連	1 台	
乗用管理機	500ﾘｯﾄﾙ	1 台	

別紙３

〈新規就農〉

モデル類型　15　果樹 型

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入することにより、労力分散・生産安定を図った果樹主体の経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 （ａ）	粗収益 （千円）	所得 （千円）	家族労働力
水田　0 a	梨 新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ有袋	10 a	1,925	772	
畑　0 a	梨 秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	1,540	466	1.0 人
樹園地　40 a	梨 王秋ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	2,700	1,216	
ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	梨 甘太ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	1,935	661	
					1人当り 労働時間 847 時間
	＜計＞	40	8,100	3,114	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	10 ㎡	【経営管理の方法】
車庫・格納庫	金属3～4mm	1.2 ㎡	・複式簿記記帳の実施により、財務管
ポンプ舎	鉄骨	0.2 ㎡	理、資金管理を徹底し、計画的な経営を
給水パイプ	50mm	160 m	実現する。
貯水槽	ｺﾝｸﾘｰﾄ	0.2 m3	・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量
灌水装置	棚配管	1 台	と品質の向上を目指す。
梨 ｼﾞｮｲﾝﾄ網掛棚	鉄柱ｼﾞｮｲﾝﾄ棚	40 a	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	0.2 台	
ロータリー	160cm	0.2 台	
深耕ロータリー	直装3P	0.2 台	
ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚﾔｰ	1000ﾘｯﾄﾙ	0.2 台	
揚水ポンプ	50mm	0.2 台	
ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ:自走	6ps	1 台	
運搬車	5ps･500kg	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
なし樹	新甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	
なし樹	秋甘泉ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	
なし樹	王秋ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	
なし樹	甘太ｼﾞｮｲﾝﾄ	10 a	
			【農業従事の態様】
			・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。
			・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。

別紙３

〈新規就農〉

モデル類型　16　露地野菜 型 Ⅰ(白ねぎ)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、白ねぎを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働力
水田　0 a 畑　120 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	白ねぎ夏 白ねぎ秋冬 白ねぎ春	20 a 65 a 15 a	1,867 6,197 1,388	560 1,998 384	2.0 人 1人当り 労働時間 1,703 時間
	＜計＞	100	9,452	2,942	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	25 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 ・施設・機械類の導入には事業活用、中古を利用し、初期投資を抑える。 【農業従事の態様】 ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
土寄機(ねぎ)	6ps	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
皮剥機ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ	電動式	1 台	
自動結束機	電動式	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	

別紙３

〈新規就農〉

モデル類型　17　露地野菜 型 Ⅱ (ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、ブロッコリーを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　450 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	ﾌﾞﾛｯｺﾘ 初夏 ﾌﾞﾛｯｺﾘ 秋冬	100 a 350 a	3,008 10,658	820 2,026	1.0 人 1人当り 労働時間 1,935 時間
	＜計＞	450	13,667	2,846	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	25 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。
車庫・格納庫	木造	3 ㎡	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	25ps	1 台	
ロータリー	160cm	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
全自動移植機	2.9ps	1 台	
ﾌﾞﾛｰﾄﾞｷｬｽﾀ	300ﾘｯﾄﾙ	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	
			【農業従事の態様】 ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。

別紙３

〈新規就農〉

モデル類型　18　施設野菜 型(ｽｲｶ、ﾐﾆﾄﾏﾄ)

【モデルの特徴】

水田転換畑･畑のハウスを効率的に利用し、ミニトマトを基幹作物として、スイカを組み合わせて、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (ａ)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田　0 a 畑　18 a 樹園地　0 a ﾓﾃﾞﾙ園　0 a	ﾐﾆﾄﾏﾄ(半促成) ﾐﾆﾄﾏﾄ(抑制) ｽｲｶ　ﾊｳｽ	3　a 15　a 15　a	1,061 5,396 2,379	328 1,381 859	1.0　人 1人当り 労働時間 1,617　時間
	＜計＞	33	8,835	2,568	

生産方式（施設・機械装備等）			経営管理の内容とその方向
作業場・倉庫	木造	25 ㎡	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現するとともに、部門別の収支状況を把握する。・ ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 ・施設・機械類の導入には事業活用、中古を利用し、初期投資を抑える。 【農業従事の態様】 ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。
パイプハウス	6m	18 a	
ﾄﾗｸﾀｰ 4WD	20ps	1 台	
ロータリー	140cm	1 台	
管理機	3.5ps	1 台	
動力噴霧機	6ps	1 台	
軽トラック	660cc	1 台	

令和５年８月台風７号及び９月豪雨に係る被害状況及び対応状況について

農林水産課

１　概要

農地・農業用施設における災害復旧について、復旧事業の進捗状況と今後の予定を報告するもの。

２　被災概要及び復旧進捗状況

○農地、農業用施設及び林道

工　種	被災件数	被災状況
農地	3	金屋(法面崩落)　大杉(法面崩落)　赤碕(陥没)
農業用施設	6	福永(農道路肩崩落２件、水路法面崩落) 槻下（水路法面崩落）赤碕(路肩崩落) 槻下（法面崩落）
合計	9	

※12 月 5 日時点

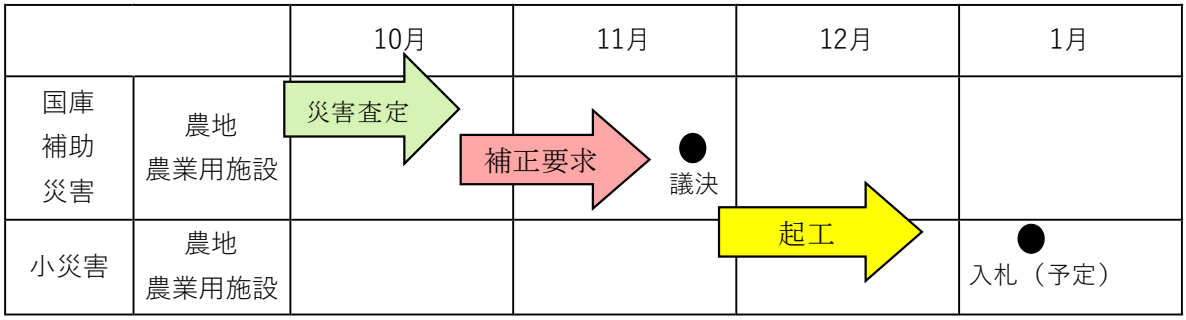
・国庫補助…10 月査定完了→11 月補正→12 月起工→1 月入札予定

工種	復旧件数	復旧見込額（千円）		
		応急工事費	本工事費	合計
農地	1	0	5,000	**5,000**
農業用施設	4	0	14,000	**14,000**
合計	5	0	19,000	**19,000**

・小災害(起債、しっかり守る交付金[単県補助])

工種	復旧件数	復旧見込額（千円）		
		応急工事費	本工事費	合計
農地	2	0	800	**800**
農業用施設	2	0	800	**800**
合計	4	0	1,600	**1,600**

３　今後の予定



●災害査定に係る測量設計委託料を予備費より 8,864 千円充用。

●10 月に査定完了→1 月入札予定

中部市町長による合同プロモーションについて

商工観光課

韓国・台湾・香港旅行社への合同プロモーションについて報告するもの。
また、旅費の財源の組み替えについて説明するもの。

１　趣旨

日本をとりまくインバウンドが、コロナ回復期に伴い大きく変化しつつある。

海外からの直行便などで国内動向も活性化し、県においてもインバウンドのゲートウェイとなった米子空港には、韓国・香港便が再開された。また、台湾から新たなチャーター便の就航も予定されている状況である。

行政・民間がより一体となった積極的なセールスと受入が必要であり、この度のトップセールスを実施するもの。



▲R5.2　台湾ﾄｯﾌﾟｾｰﾙｽ

２　中部市町長による合同プロモーションについて

（１）韓国旅行会社への合同プロモーション　　⇒　町長不参加

項　目	内　容
目　的	インバウンド誘客を目的とした韓国旅行会社へのトップセールス
時　期	令和６年１月 31 日（水）～２月２日（金）２泊３日
参　加	鳥取中部の１市４町長、観光団体代表者
予　算	245 千円

（２）香港・台湾旅行会社等への合同プロモーション　⇒　町長参加

項　目	内　容
目　的	インバウンド誘客を目的とした香港・台湾旅行会社等へのトップセールス
時　期	令和６年２月 18 日（日）～２月 21 日（金）３泊４日
参　加	鳥取中部の１市４町長、観光団体代表者
予　算	493 千円

３　財源の組み替えについて

・令和４年度から令和５年度へ繰り越した
　ポストコロナインバウンド誘致対策促進事業費　　516 千円
・当初は台湾旅行者チャーター便を利用する観光客へ試行的に支援を実施するものだったが上記の「香港・台湾旅行会社等への合同プロモーション」の経費へ使用するもの。（項目は負担金のまま）

とっとり琴浦グランサーモンフェスタの開催結果について

商工観光課

１　趣旨

”安心・安全なおいしいサーモンがいつでも食べられる町ことうら”を目指し、町内飲食店等で構成する実行委員会（事務局：琴浦町商工会）が開催した、とっとり琴浦グランサーモンフェスタの実施結果を報告するもの。

２　実施概要

（１）プレス向けメニュー発表会の開催

フェスタの開催に先立ち、町内飲食店等で提供する「とっとり琴浦グランサーモン」を使ったオリジナルメニューの発表会を開催し、周知を図った。

・日　時　　10 月 5 日（木）午後 3 時～午後 4 時 30 分
・場　所　　琴浦町商工会館 2 階研修室（琴浦町徳万 282-4）
・出席者　　琴浦町商工会会長、琴浦町観光協会会長、町議会議長、町長、
　　県とりたべローカルインフルエンサー、他

（２）グランサーモンフェスタの開催

町内 15 店舗の飲食店等において、「とっとり琴浦グランサーモン」を使ったオリジナルメニューを期間限定で提供した。

・期　間　　令和 5 年 10 月 8 日（日）～10 月 31 日（火）
・店　舗　　別紙のとおり

３　実施結果（11 月 20 日開催の実行委員会資料による）

（１）フェスタの状況（15 店舗の合計）

メニュー提供数 1,946 食、売上高 1,826 千円

（２）参加者アンケート回答

料理を食べた人を対象にアンケートを実施し、126 件の回答があった。

・満足度：とても満足（79.5%）、満足（18.9%）
・住まい：町内 37 件、県内（町内を除く）74 件、県外 16 件
・フェスタでとっとり琴浦グランサーモンを初めて知った人：40 件（31.5%）
・自由記載：イベントをこれからも続けてほしい
　　新たなサーモンの調理法を知られてよかった　等
　　今までに食べたことのないサーモンの食べ方で新鮮だった　･･･等

一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事の完了について

商工観光課

一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事の完了について報告する。

１　工事概要

項目	事業者名	執行額（円）
一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事	・加登脇建設株式会社	12,538,900
一向平キャンプ場森林体験・交流センター屋根修繕工事監理委託料	・松田建築設計事務所	660,000
合　計		13,198,900

２　完成写真









ゴリン橋架替工事　進捗状況と今後のスケジュールについて

建設住宅課

1　報告概要

今年度より着手しているゴリン橋架替工事の進捗状況と今後のスケジュールを報告する。

2　ゴリン橋の概要

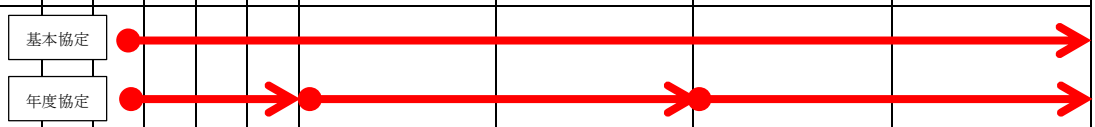
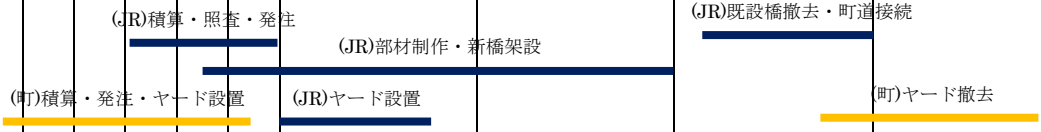
・町　　道　　名　町道八橋小通学道線
・架　　設　　年　昭和４５年（架設より５３年経過）
・延長及び幅員　延長 L=36.1m　幅員 W=1.5m（1.9m）
・利 用 形 態　八橋小学校児童約 70 名が通学路として利用
・点 検 結 果　健全性「Ⅲ」　早期に措置を講ずるべき状態

3　令和５年度事業進捗状況

・作業ヤード設置のための農地転用
　４月申請　８月許可
・作業ヤード設置工事契約の締結（㈱井木組）
　工期：令和５年１０月２０日～令和６年３月１５日
・保護者、関係機関等への説明
　１１月２０日～２７日
・借地契約
　関係者５名　１１月からの借地契約締結
・ＪＲとの協定の締結
　①基本協定（R5～R7 の事業全体に関する協定）　１２月締結
　②R5 年度協定（R5 に実施する事業に関する協定）　基本協定と同時期締結



４　今後のスケジュール及び概算工事費

<table>
<tr><td rowspan="2">内容</td><td colspan="6">令和５年度</td><td colspan="2">令和６年度</td><td colspan="2">令和７年度</td></tr>
<tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>上期</td><td>下期</td><td>上期</td><td>下期</td></tr>
<tr><td>町・JR 協定</td><td colspan="10">
</td></tr>
<tr><td>工事実施</td><td colspan="10">
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概算工事費
（千円）</td><td>町</td><td colspan="4">27,830</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">15,000</td></tr>
<tr><td>JR</td><td colspan="4">12,113</td><td colspan="2">354,648</td><td colspan="2">53,003</td></tr>
</table>

※R6 年度協定について

・１２月議会の補正予算である債務負担行為は、R6 年度協定（R6.4.1 着手）の締結にあたり、協定期間が途絶えてしまわないために必要となる。

・３月議会までに仮協定を締結し、３月議会で議決後本協定を締結。